

1 防災組織に関する資料

1-1 各配備体制下における動員人員の一般的基準

(※本文参照 第2編災害対策編第2章第2節)

(令和6年4月1日現在)

【震災対策】

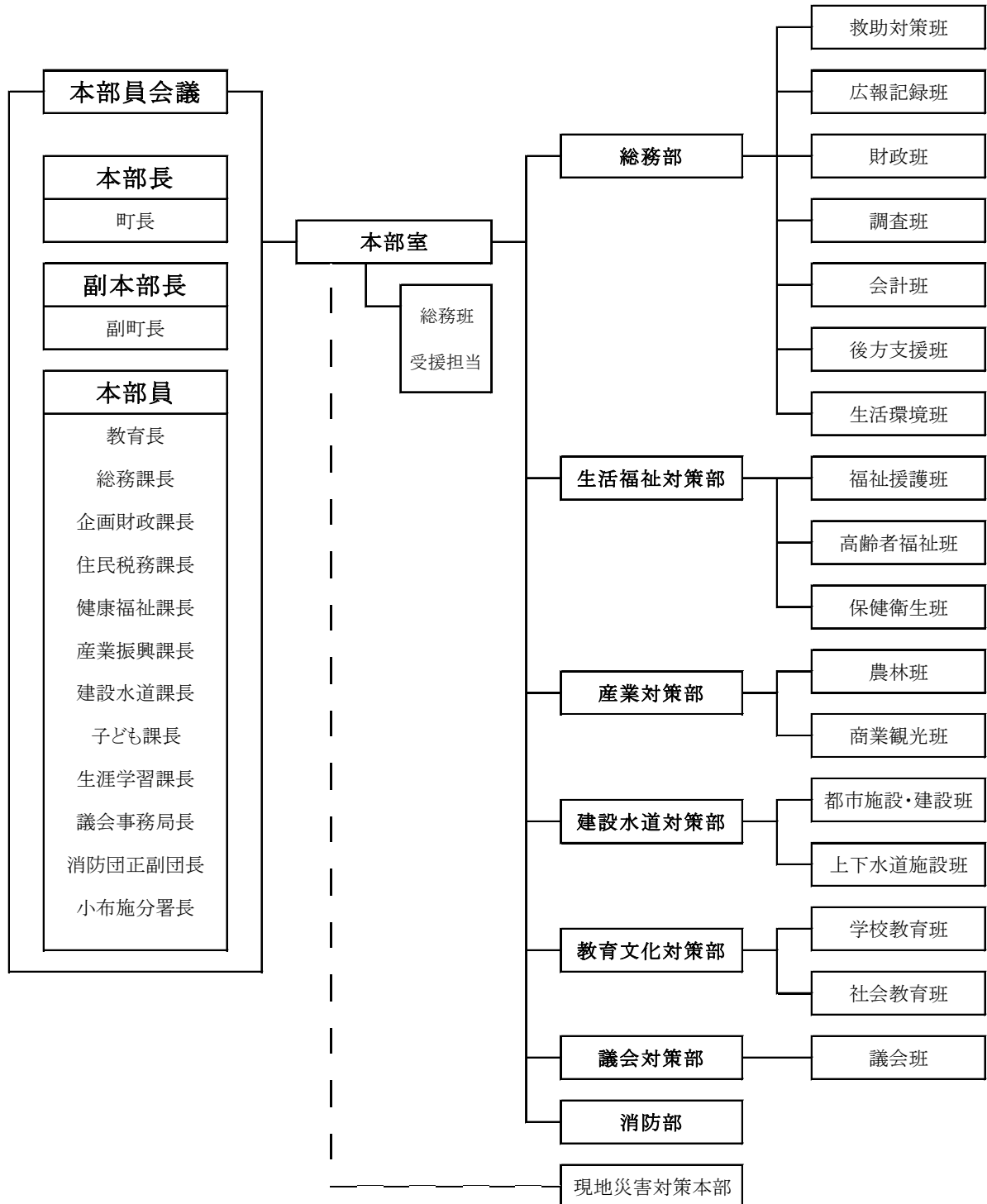
※状況によっては、配備計画によらず担当課長から特別に招集される場合がある。

活動体制 課 名	第1 配備 (警戒配備)	第2 配備 (非常配備)	第3 配備 (緊急配備)
【配備時期】	1 震度4の地震が発生したとき[自動配備] 2 その他必要により町長が指示したとき	1 震度4の地震で被害が発生したとき 2 震度5弱又は5強の地震が発生したとき[自動配備] 3 その他必要により町長が指示したとき	1 小布施町災害対策本部が設置されたとき 2 本部は設置されないが、激甚な災害が発生し、第2配備では処理できないものと町長が指示したとき 3 震度6弱以上の地震が発生したとき[自動配備]
総務課	係長以上、危機管理担当者	全職員	全職員
企画財政課	係長以上	係長以上	全職員
住民税務課	係長以上	係長以上	全職員
健康福祉課	係長以上	係長以上	全職員
産業振興課	係長以上	全職員	全職員
建設水道課	係長以上	全職員	全職員
子ども課	係長以上	係長以上	全職員
生涯学習課	係長以上	係長以上	全職員
議会事務局	事務局長	事務局長	全職員
須坂市消防署小布施分署	小布施分署長	署員の過半数	全署員
消防団	団長、副団長、分団長、ラッパ長	班長以上	全団員

1-2 町災害対策本部組織図

(※本文参照 第2編災害対策編第2章第2節)

(令和6年4月1日現在)



1-3 町災害対策本部各部・班の事務分掌（※本文参照 第2編震災対策編第2章第2節）

1 部別組織及び事務分掌（令和6年4月1日現在）

部(室)	班	事 務 分 掌
◎部長、○副部長 ※課長職を充てる	◎班長、○副班長 ※課長補佐・係長を充てる	
本 部 室 ◎総務課長 (本部室長)	総 務 班 ◎危機管理係長 ○総務係長 ○担当係長 ※(受援担当) (危機管理係員)	1 町災害対策本部の設置、閉鎖及び運営、各部間及び関係機関、団体等との連絡、総合調整に関する事 2 職員の動員・配置・調整に関する事 3 県及び他市町村等に対する応援要請に関する事 4 自衛隊の派遣要請に関する事 5 町防災会議に関する事 6 被害についての総合的集計及び報告に関する事 7 高齢者等避難、避難指示に関する事 8 気象情報、警報等の伝達に関する事 9 防災無線(広報)の統括に関する事 10 輸送車両の調達に関する事 11 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等の総括に関する事 12 被災者、見舞者及び災害視察者の応接に関する事 13 復旧作業に従事する者の宿舎、食料、寝具等の手配確保に関する事 14 備蓄品の総括に関する事 15 自主防災会(自治会)との連絡、調整の総括に関する事 16 部間の連絡、調整に関する事 17 受援体制(人的・物的支援の応援)の総括に関する事
総 務 部 ◎総務課長 ○企画財政課長 ○住民税務課長	救 助 対 策 班 ◎危機管理係長 ○総務係長 ○担当係長	1 避難所の開設・閉鎖及び管理運営の総括に関する事 2 避難所の被災建築物応急危険度判定の総括に関する事 3 自主防災会(自治会)との連絡、調整に関する事 4 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与の総括に関する事 5 運輸(長野電鉄)、通信(電話)、電力(停電)、都市ガスの被害・復旧情報に関する事 6 住宅、商店等の浸水対策としての、土のう確保に関する事 7 部内の連絡、調整に関する事
	広 報 記 録 班 ◎広報情報係長 ○担当係長	1 災害情報の住民への広報及び問い合わせ等への対応に関する事 2 被害状況及び対策等の発表に関する事 3 報道機関との対応に関する事 4 被害・復旧状況等の災害記録に関する事

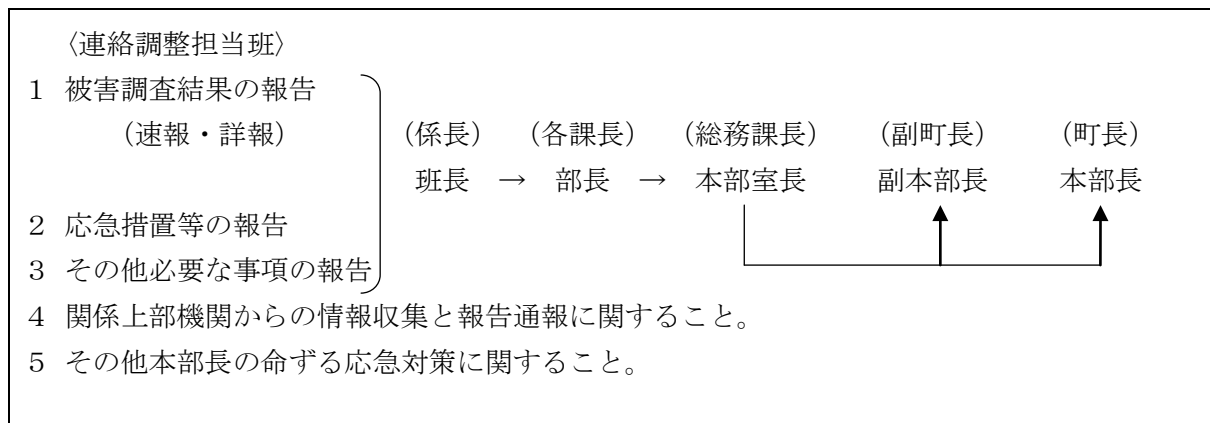
	財 政 班 ◎財政係長	1 災害経費の予算措置に関する事。 2 災害対策経費の出納の総括に関する事。 3 町有財産の災害対策の総括に関する事。 4 避難所運営の支援に関する事。
	調 査 班 ◎税務係長 ○担当係長	1 家屋(住家、非住家)の被害調査に関する事。 2 罹災証明書の発行に関する事。 3 被災証明の発行に関する事。 4 避難所運営の支援に関する事。
	会 計 班 ◎会計幹	1 災害物資の購入に関する事。 2 災害経費の出納に関する事。
	後 方 支 援 班 ◎企画交流係長 ○環境グランドデザイン推進室次長	1 避難所運営の支援に関する事。 2 男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関する事。 3 ボランティアセンター(社会福祉協議会)、NPO法人及び協力企業、団体等の連携・調整の総括に関する事。 4 救援物資、見舞金、義援金等の出納及び義援金配分委員会に関する事。 5 被災者、避難者及び避難所への応急援助物資(救援物資等)の受入れ・管理・配送に関する事。 6 部長の命ずる応急対策に関する事。
	生 活 環 境 班 ◎補佐兼住民係長 ○担当係長	1 避難所運営の支援に関する事。 2 被災者台帳(住民基本台帳を基に)の作成及び被災者の被害状況の取りまとめに関する事。 3 一般家庭及び避難所(場所)からの災害廃棄物の処理に関する事。 4 避難所(場所)等の仮設トイレに関する事。 5 死体の収容・火葬・埋葬に関する事。 6 行方不明者の捜索の支援に関する事。 7 避難所等での犬、ネコ等の保管ゲージ・行方調査等に関する事。
生活福祉対策部 ◎健康福祉課長	福 祉 援 護 班 ◎地域福祉係長 ○国保年金係長	1 福祉施設入所者等の避難、入所に関する事。 2 福祉施設の被害調査、応急対策等に関する事。 3 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与に関する事。 4 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けに関する事。

		5 ボランティアセンターとの連携、調整に関すること。 6 被災者生活再建支援制度に関すること。 7 部内の連絡、調整に関すること。
	高 齢 者 福 祉 班 ◎補佐兼高齢者福祉係長 ○担当係長	1 避難所の開設(桃源荘、福祉避難所)及び管理運営に関すること。 2 高齢者福祉施設入所者の避難、入所に関すること。 3 高齢者福祉施設の被害調査、応急対策等に関すること。 4 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与に関すること。 5 被災者生活再建支援制度に関すること。
	保 健 衛 生 班 ◎健康係長 ○担当係長	1 避難者及び避難所の医療、医薬品、衛生(食品衛生含む)に関すること。 2 避難者及び避難所等での救護、防疫に関すること。 3 健康相談(精神・身体等)等の支援体制に関すること。 4 医療施設の被害調査に関すること。 5 医師会との連絡、その他連絡、調整に関すること。 6 DMAT(災害派遣医療チーム)に関すること。
産 業 対 策 部 ◎産業振興課長	農 林 班 ◎補佐兼産業政策係長 ○補佐兼農業振興係長	1 農畜林産物の被害調査、応急対策及び復旧の総括に関すること。 2 農地、農業用施設、林地、農道・林道及び治山施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 農業協同組合との連携による被害状況調査等に関すること。 4 千曲川河川敷農用地の排水、排土処理及び漂流物の応急処理に関すること。 5 部内の連絡、調整に関すること。
	商 業 観 光 班 ◎補佐兼商工振興係長	1 商工業及び観光施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 製造業、土木・建築事業者の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 千曲川河川敷農用地の排水、排土処理及び漂流物の応急処理支援に関すること。 4 救援物資等の輸送支援に関すること。 5 中小企業・自営業への災害復旧貸付支援に関すること。

部(室)	班	事 務 分 掌
建設水道対策部 ◎建設水道課長	都 市 施 設 班 ◎補佐兼都市・建設係長 ○担当係長	1 公園の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 2 災害時の応援協定団体(建築・土木)との連絡、総合調整に関する事。 3 被災住宅の被災建築物応急危険度判定に関する事。 4 応急仮設住宅の供与及び建設に関する事。 5 重要交通路・緊急輸送路の確保等、交通対策の総括に関する事。 6 道路、河川、橋梁等の被害調査、がけ崩れ・越水等の応急対策及び復旧に関する事。 7 飛来物、風倒木、土砂流入等による、道路(町道)・水路の障害物除去に関する事。 8 住宅の応急修理に関する事。 9 部内の連絡、調整に関する事。
	上下水道施設班 ◎補佐兼上下水道係長 ○担当係長	1 水道施設の被害調査、応急措置及び復旧に関する事。 2 断水の状況把握に関する事。 3 給水についての広報活動及び飲料水の供給に関する事。 4 応急資機材の調達及び確保に関する事。 5 小布施町上下水道指定工事店等との連絡、その他連絡調整に関する事。 6 配水施設の貯水量計測及び保安確保に関する事。 7 使用可能水源の水質検査に関する事。 8 下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 9 部長の命ずる応急対策に関する事。
教育文化対策部 ◎子ども課長 ○生涯学習課長	学 校 教 育 班 ◎補佐兼学校教育係長 ○子ども家庭支援係長	1 教育委員会所管施設の避難所の総括に関する事。 2 避難所の開設及び管理運営に関する事。 3 学校教育関係の被害調査及び応急対策に関する事。 4 児童・生徒の帰宅困難者の対応に関する事。 5 被災児童・生徒への教材、学用品等の給与に関する事。 6 学校内の災害対策に関する事。 7 学校給食対策に関する事。 8 炊き出しの支援に関する事。 9 学校教育の再開に関する事。 10 救援物資等の輸送支援に関する事。 11 部内の連絡、調整に関する事。

	社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ振興係長 ○文化・芸術振興係長	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 生涯学習施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 体育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 救援物資等の輸送支援に関すること。
議会対策部 ◎議会事務局長	議会班 ◎議会事務局長	1 議会等との連絡、調整に関すること。
消防部 ◎消防分署長	消防分署	1 気象情報の収集及び警報等の伝達に関すること。 2 災害の警戒防御に関すること。 3 被害者の救出・援助に関すること。 4 被害者の避難、誘導及び救急に関すること。 5 火災、水防に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 7 危険物施設等の応急対策に関すること。 8 消防相互応援協定、緊急消防援助隊に関すること。 9 消防団との連絡、その他連絡、調整に関すること。

2 各部共通事務分掌



1-4 防災関係機関連絡先 (※本文参照 第2編震災対策編第2章第1節)

1 指定地方行政機関及びその他出先機関 (令和6年4月1日現在)

機 関 名	所 在 地	電 話
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町1108	233-2108
関東財務局長野財務事務所	〃 旭町1108	234-5123
信越総合通信局	〃 旭町1108	234-9963
長野地方気象台	〃 箱清水1-8-18	232-2738
国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所	〃 鶴賀峰村74	227-7611
国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所 中野出張所	中野市大字西条吉原562	(0269) 22-2729
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	長野市敦賀字中堰145	264-7001
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 長野出張所	長野市稲葉2137-5	251-1904
関東農政局長野地域センター	長野市旭町1108	233-2500
長野労働局中野労働基準監督署	中野市中央1-2-21	(0269) 22-2105
長野労働局須坂公共職業安定所	須坂市墨坂2-2-17	248-8609
長野県危機管理部危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692-2	235-7184
長野地域振興局	〃 大字南長野南県町686-1	233-5151
長野建設事務所建築課	〃 大字南長野南県町686-1	234-9530
長野建設事務所浅川改良事務所	〃 大字南長野南県町686-1	234-9548
長野保健福祉事務所	〃 中御所岡田98-1	223-2131
北信建設事務所中野事務所	中野市中央1丁目4-19	(0269) 22-3138
須坂建設事務所	須坂市大字須坂1699-11	245-1670
須坂警察署	〃 大字須坂1725-1	246-0110
千曲川流域下水道事務所	長野市真島町川合1060-1	283-4170
須坂市消防本部	須坂市大字小山1306	245-0119
長野農業改良普及センター	長野市大字南長野南県町686-1	234-9534

2 指定公共機関及びその他出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話
東日本電信電話(株)長野支店長野災害対策室	長野市新田町1137-5	225-4389
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ長野支店	長野市上千歳町1112-1	291-7170
日本郵便(株)小布施郵便局	小布施町大字小布施1132-1	247-2049
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	226-2073
中部電力パワーグリッド(株)長野営業所	長野市柳町18	232-9041
日本通運(株)長野支店	長野市北石堂町1374-1	227-4140
日本銀行須坂代理店	八十二銀行須坂支店内	245-1082

3 指定地方公共機関及びその出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話
長野電鉄(株)小布施駅	小布施町大字小布施1497-2	247-2079
(社)長野県トラック協会	須坂市北横町1644(北信陸送(株)内)	245-0325
北信地区輸送協議会		
長野都市ガス(株) 須坂支社	〃 八重森町209-1	245-1851
(社福)長野県社会福祉協議会	長野市若里7-1-7	228-4244

4 その他

機 関 名	所 在 地	電 話
(社)須高医師会	須坂市立町1391	245-1979
ながの農業協同組合小布施支所	小布施町大字小布施1508-15	247-3131
長野県農業共済組合北信地域センター	長野市豊野町豊野631	219-2890
小布施町商工会	小布施町大字小布施1458	247-2028
小布施町交通安全協会	小布施町役場内	247-3111

5 報道関係

機 関 名	所 在 地	電 話
放送局 日本放送協会長野放送局	長野市稲葉210-2	291-5200
〃 信越放送(株)	〃 問御所町1200	237-0500
〃 (株)長野放送	〃 岡田131-7	227-3000
〃 (株)テレビ信州	〃 若里1-1-1	227-5511
〃 長野朝日放送(株)	〃 栗田989-1	223-1000
〃 (株)Goolight	須坂市北横町1295-1	246-1222
新聞社 信濃毎日新聞(株)須坂支局	須坂市屋部町1327	245-0120
〃 須坂新聞(株)	〃 南横町1591-8	245-5320
〃 (株)北信エルシーネット北信ローカル事業部	中野市三好町1-3-6	0269-22-4101

2 情報収集・連絡に関する資料

2-1 防災行政無線施設（※本文参照 第2編震災対策編第1章第2・21節、（※本文参照 第2編震災対策編第2章第1・26節）

（令和6年4月1日現在）

1 県防災行政無線

県及び県内市町村並びに関係防災機関との間の災害情報の収集、報告、伝達に利用し、通信確保を図る。

免 許 人	長 野 県（自治体衛星通信機構）
局 の 種 別	V S A T地球局
識 別 信 号	えすしーしーおぶせまちながのちきゅう（SCC小布施町長野地球）
利用ネットワーク	地域衛星通信ネットワーク（LASCORネット）
通信の相手方	県庁各課、県出先機関、各市町村、消防本部、気象台、自衛隊、各地方公共団体、消防庁

2 小布施町防災行政無線（同報系）

免 許 人	小布施町
局 の 種 別	固 定 局
識 別 信 号	こうほう おぶせ
周波数、電波の型式	デジタル：65.55125MHz G I E / G I D アナログ：69.435MHz F 3 E
空中線電力	デジタル：3 W アナログ：5 W

3 小布施町防災行政無線（移動系）

免 許 人	小布施町
局 の 種 別	基地局及び陸上移動局
周波数、電波の型式	268.28125MHz
空中線電力	5 W

設 置 場 所	名 称	出 力
基 地 局	おぶせまち	5 W
陸上移動局（携帯）	おぶせ 1～8	5 W

4 小布施町デジタル簡易無線

登 録 人 小布施町
 局 の 種 別 登録局
 周波数、電波の形式 350MHz帯 30CH F I E / F I D / F I F
 空中線電力 5W
 設置場所及び台数 役場及び消防団 42台
 (内訳) ・役場(据置)1台+(車載)2台+(携帯19)=22台
 ・消防団(携帯)11台+各部(携帯)9台=20台

5 IPトランシーバー

利用ネットワーク au (KDDI) 4G L T E回線(800MHz帯)
 設置場所及び台数 役場事務室 6台

6 W i - F i環境整備

※S S I D (総務課) ➡ O B U S E - F r e e - W i - F i
 (企画財政課) ➡ O B U S E _ F r e e _ W i F i _ B a s e

	整備箇所の名称	住 所
1	小布施町役場	大字小布施 1491-2
2	北斎館前広場	大字小布施 485
3	道の駅オアシスおぶせ前広場(小布施総合公園隣)	大字小布施 601
4	栗ガ丘小学校	大字小布施 1477-1
5	小布施中学校	大字小布施 65
6	総合体育館	大字小布施 25-8
7	小布施総合公園	大島 609-2
8	エンゼルランドセンター	大字小布施 2413
9	浄光寺(薬師堂)	雁田 676
10	健康福祉センター	大字小布施 860-イ
11	おぶせミュージアム・中島千波館	大字小布施 595

3 避難受入に関する資料

3-1 指定避難所・指定緊急避難場所 （※本文参照 第2編震災対策編第1章第12節）※本文参照 第2編震災対策編第2章第13節）

（令和6年4月1日現在）

指定緊急避難場所					指定避難所			
番号	施設名	所在地(大字)	電話番号	グラウンド等 面積(㎡)		指定場所	体育館等 収容可能 面積(㎡)	収容人員 (1人あたり 3.3 ㎡)
1	栗ガ丘小学校	小布施 1447-1	247-2024	13,825	○	体育館	693	210
2	小布施町文化体育館	小布施 1448	247-2024	-	○	体育館	842	255
3	小布施町老人福祉センター	小布施 2408-9	247-4267	-	○	広間	252	76
4	小布施町立公民館	小布施 1491-2	247-3111	-	○	講堂	247	74
5	北部コミュニティセンター 小布施町北部体育館	小布施 1293-2	247-4265	-	○	体育館	510	154
6	小布施町トレーニングセンター	都住 533	247-4920	-	○	体育館	682	206
7	小布施中学校	小布施 65	247-2109	9,930	○	体育館	1,062	321
8	上松川地区コミュニティセンター	中松 4-1	247-4264	-	○	広間	97	29
9	小布施町立認定こども園栗ガ丘幼稚園	都住 550-1	247-4424	3,856	○	遊戯室	202	61
10	小布施町わかば保育園	小布施 1200-3	247-3342	1,758	○	遊戯室	119	36
11	小布施町つすみ保育園	中松 711	247-2044	3,013	○	遊戯室	119	36
12	小布施町立保育園付属エンゼルランドセンター	小布施 2413	247-2137	3,200	○	遊戯室	153	46
13	小布施町総合体育館	小布施 25-8	247-4246	-	○	体育館	1,015	307
14	小布施町6次産業センター	中松 496-1	242-6600	-	○	研修室	65	19

指定緊急避難場所					指定避難所			
番号	施設名	所在地(大字)	電話番号	グラウンド等 面積(m ²)		指定場所	体育館等 収容可能 面積(m ²)	収容人員 (1人あたり 3.3 m ²)
15	小布施町営グラウンド	中松 1336-1	-	7,586		-	-	-
16	小布施町松川総合グラウンド	雁田 1263-3	-	9,171		-	-	-
17	小布施町営テニスコート	小布施 1750-1	-	7,534		-	-	-
18	フローラルガーデンおぶせ	中松 506-1	247-5487	5,696		-	-	-
19	小布施町役場駐車場	小布施 1491-2	247-3111	2,182		-	-	-
20	松村駐車場	中松 36-1	247-5168	4,617		-	-	-
21	小布施南公園駐車場	小布施 879-7	-	1,560		-	-	-
22	小布施総合公園	大島 609-2	-	10,012		-	-	-

◎ 各自治会公会堂、公民館は第1避難所とする。

3-2 福祉避難所

(※本文参照 第2編震災対策編第2章第9節) ※本文参照 第2編震災対策編第2章第13節)

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地(大字)	電話番号	指定場所	体育館等 収容可能面積(m ²)	収容人員 (1人あたり3.3 m ²)
小布施町健康福祉センター	小布施 860-イ	242-6660	多目的ホール	251	76

3-3 応急仮設住宅建設候補地

(令和6年4月1日現在)

建設候補地			敷地面積	応急仮設住宅 等建設可能 面積(㎡)	建設可能戸数(戸)	
番号	名 称	住 所			戸/100 ㎡	戸/70 ㎡
1	小学校グラウンド	大字小布施 1447-1	12,400	2,000	20	28
2	町営グラウンド	大字中松 1336-1	7,586	5,300	53	75
3	松川総合グラウンド	大字雁田 1263-3	9,171	6,400	64	90
4	町営松村駐車場	大字中松 35-1	4,872	3,400	34	48
5	町営松村臨時駐車場	大字中松 44-1	1,503	1,000	10	14
計					181	255

4 救助・救急・医療に関する資料

4-1 町内の医療機関 (※本文参照 第2編第2章第6節)

(令和6年4月1日現在)

病 医 院 名	所 在 地	電話番号	診 療 科 目
新生病院	小布施851	247-2033	総合診療科、外科、内科、眼科、整形外科、形成外科、小児科、麻酔科、放射線科、皮膚科、リハビリテーション科、泌尿器科、ペイン外来、ホスピス外来
岡野医院	都住14	247-5212	内科、小児科
栗の木診療所	小布施2258-19	242-6565	内科、小児科
栗が丘クリニック	福原134-1	247-2252	内科、神経内科、アレルギー科、漢方内科、心療内科、美容皮膚科
きたむらファミリークリニック	福原216-10	247-6622	内科、消化器内科、小児科
おぶせの里クリニック	中松325	247-4725	外科、肛門科、内科、リハビリテーション科
オレンジこころクリニック	小布施2252-1	274-5602	心療内科、精神科
信州口腔外科インプラントセンター	小布施2249-1	242-6888	口腔外科
土屋歯科医院	小布施981	247-2323	歯科
野口歯科医院	小布施1126-1	247-2240	歯科
三田歯科医院	小布施917-6	247-6039	歯科

4-2 医療救護班と救護所

(令和6年4月1日現在)

医療救護班

医療救護班本部

【構成と要員】

医師会：会長、副会長、救急災害医療
担当理事、事務局職員（計4名）

歯科医師会：会長、専務理事または副
会長（計2名）

薬剤師会：会長、副会長（2名）
（計3名）

行政：須坂市・小布施町・高山村

消防（災害対策本部と兼務）

警察（災害対策本部と兼務）

※必要に応じて、長野保健福祉事務
所、須坂病院、新生病院、轟病院、そ
の他関係機関等と情報伝達を行い、連
携して医療救護班本部の業務にあた
る。

【設置場所】

三市町村の災害対策本部と同一の場所
に設置

須坂市：須坂市役所

小布施町：小布施町役場

高山村：高山村役場

※ただし、三市町村の広域にわたって
被災した際は、須坂市に医療救護班本
部を設置し、小布施町、高山村にそれ
ぞれ医療救護班本部分班を設置する。
その際の医療救護班本部業務は、原則
として、須坂市役所で行う。

救護所

【構成と要員】

医師会：2名

歯科医師会：1名

薬剤師会：1名

看護師/保健師：2～3名で1日3交代

行政：2～3名で1日3交代

（消防、警察）

※配置要員については【13ページ、資料2】
を参照。

※三師会は原則として、1日3交代（交
代は、0：00、8：00、16：00が基準）で
従事し、少なくとも48時間を持ちこたえ
る。

※保健師については、須坂市・小布施町
・高山村から可能な限りの応援が必要。

※警察については、検視が行われる場合
に要員となり、医師・歯科医師等を統括
してそれに当たる。

【設置場所】

須坂市：常盤中学校・相森中学校・墨坂
中学校・東中学校

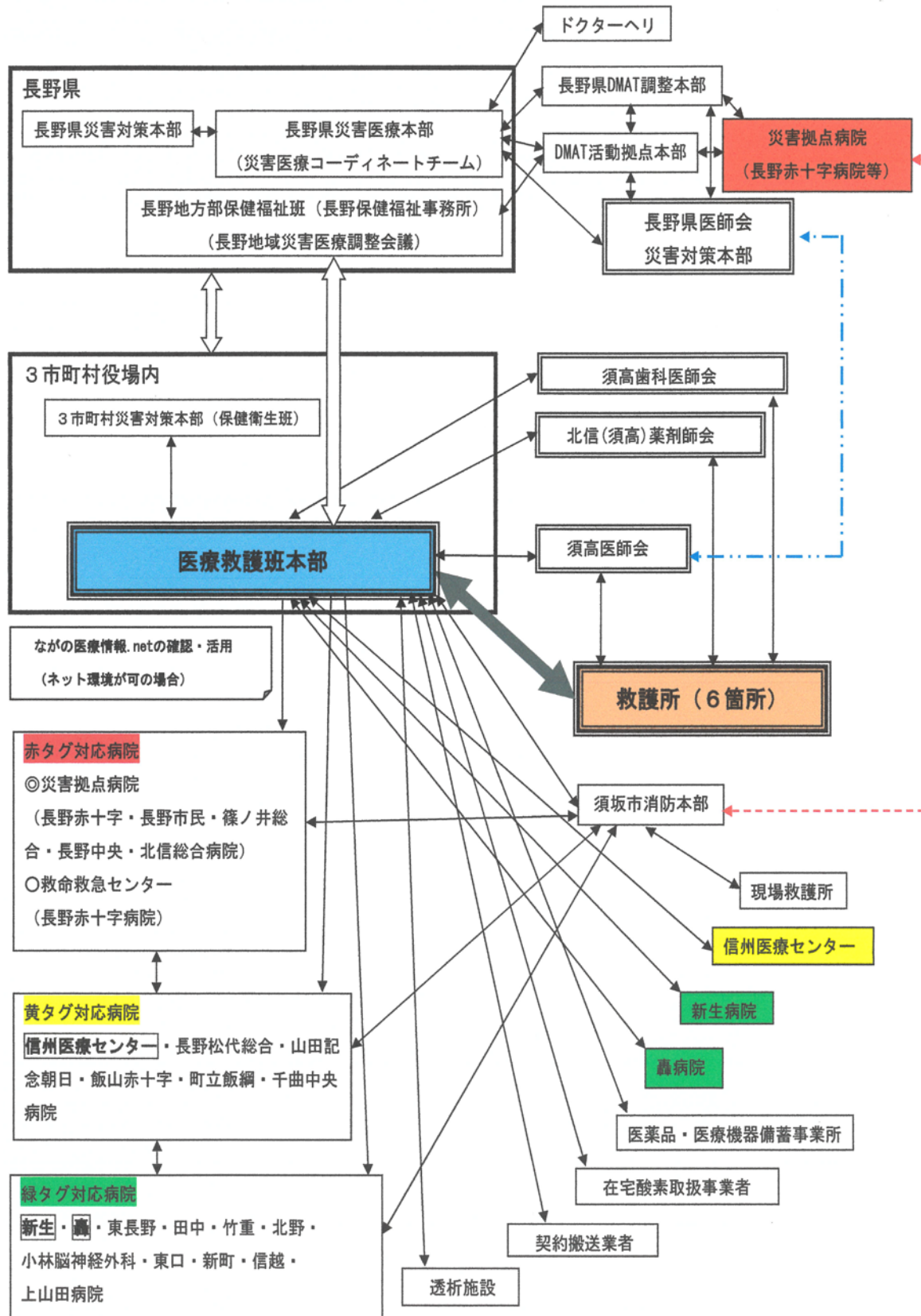
小布施町：小布施町健康福祉センター

高山村：高山村保健福祉総合センター

※最終的な救護所の設置場所は、医療救
護班本部の決定に基づき伝えられるが、
連絡網が機能しない場合、三師会員は、
各団体で定めた各救護所に参集する。災
害状況等から、救護所の設置場所やその
要員について、医療救護班本部から指示
があった場合は、それに従う。

指揮命令系統の体系

2023年10月末修正



5 消防に関する資料

5-1 町の現有消防力

(※本文参照 第2編第1章災害予防計画第6節) (※本文参照 第2編震災編第1章第7節)

(令和6年4月1日現在)

1 消防署

- ・指令車等…… 1 ・普通ポンプ車…… 1 ・水そう付ポンプ車…… 1 ・救急車…… 1
- ・職員数

消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士			計
3	3	5	0	7			18

2 消防団

区 分	分 団	団 本 部	第1分団第1部	第1分団第2部	第1分団第3部	第2分団第1部	第2分団第2部	第2分団第3部	第3分団第1部	第3分団第2部	第3分団第3部			計
積 載 車			1	1	1	1	1	1	1	1	1			9
人 員 (人)		15	18	18	18	20	20	20	21	21	12			183

団長	副団長	本部長	副本部長	ラッパ長	副ラッパ長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	本部員	計
1	2	1	1	1	1	3	3	9	9	150	2	183

5-2 消防水利

(令和6年4月1日現在)

(※本文参照 第2編災害対策編第1章第6節) (※本文参照 第2編震災対策編第2章第7節)

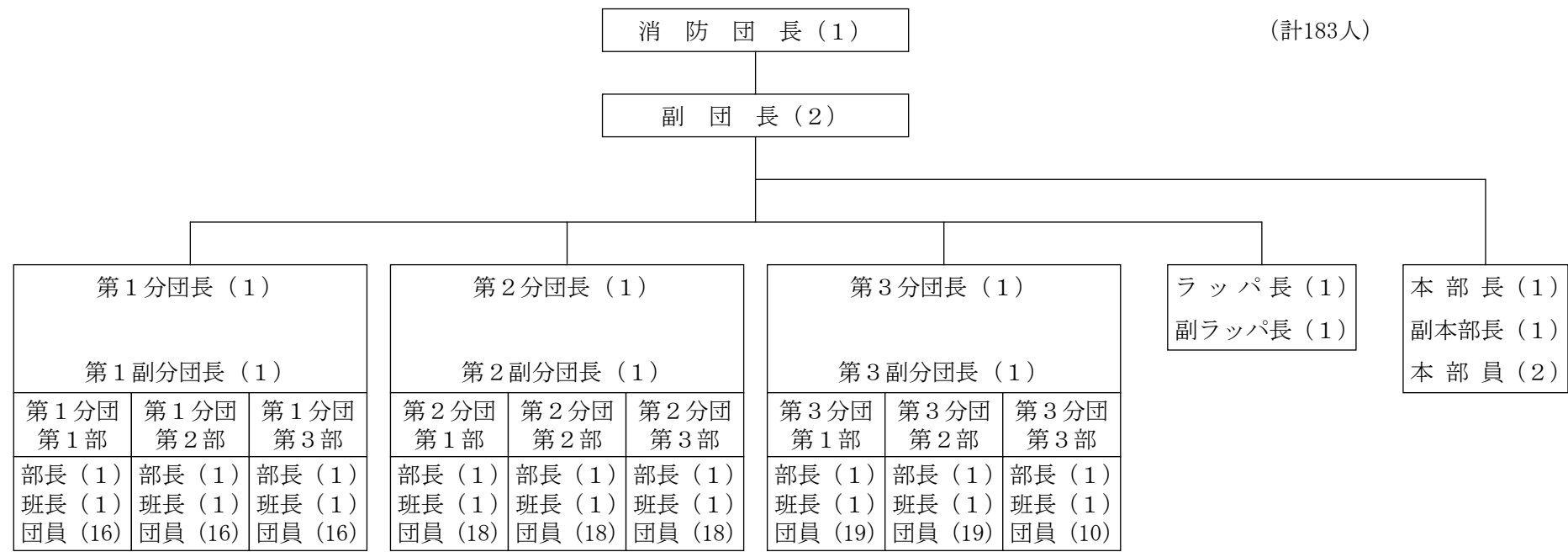
分団	消火栓	防火水槽(m ³)				
		20 以上～ 40 未満	40 以上～ 60 未満	60 以上～ 100 未満	100 以上	計
1-1	49	1	2	0	0	3
1-2	53	3	6	0	0	9
1-3	51	1	8	0	0	9
2-1	38	4	10	0	1	15
2-2	45	2	10	0	0	12
2-3	40	1	7	0	0	8
3-1	60	1	7	0	0	8
3-2	62	5	13	0	1	19
3-3	25	0	2	0	0	2
計	423	18	65	0	2	85

※公設のみ

5-3 消防団組織図

(※本文参照 第2編震災対策編第2章第7節)

(令和6年4月1日現在)



5-4 消防団管轄区域

(※本文参照 第2編震災対策編第2章第7節)

分 団	管 轄 区 域
消 防 署 本 部	全 町
第1分団第1部	東 町、上 町
第1分団第2部	中 町、伊勢町、中 央、中 扇
第1分団第3部	横 町、福 原、栗ガ丘
第2分団第1部	大 島、飯 田
第2分団第2部	林、山王島
第2分団第3部	北 岡、押 羽、羽 場
第3分団第1部	六 川、中子塚、矢 島、清 水
第3分団第2部	中 条、松 村、雁 田
第3分団第3部	水 上、松の実、千 両、クリトピア、松川地区

6 水防に関する資料

6-1 水位観測所

1 千曲川（令和6年4月1日）

水系名	河川名	観測所名	所 管	所 在 地	
信濃川	千曲川	立ヶ花	千曲川河川事務所	中野市立ヶ花52-1	
立ヶ花観測所	水防団待機 水 位	はん濫注意 水 位	避 難 判 断 水 位	はん濫危険 水 位	計 画 高 位
	警戒レベル	1	2	3	4
	水位（m）	3.00	5.00	7.50	9.20

【立ヶ花観測所区間】

市町村名 地先名	対象観測所	はん濫危険水位 ①	避難判断水位 ②	水位差 ①-②	住民の避難に要する時間
飯山市常盤地先 （千曲川左岸31.0km）	立ヶ花観測所	10.75m	9.60m	1.15m	3時間
飯山市木島地先 （千曲川右岸31.0km）	立ヶ花観測所	10.75m	9.60m	1.15m	3時間
中野市柳沢地先 （千曲川右岸39.5km）	立ヶ花観測所	8.60m	7.80m	0.80m	2時間
小布施町飯田地先 （千曲川右岸56.0km）	立ヶ花観測所	9.20m	7.50m	1.70m	2時間
須坂市相之島地先 （千曲川右岸57.5km）	立ヶ花観測所	10.75m	9.90m	0.85m	2時間
長野市赤沼地先 （千曲川左岸57.5km）	立ヶ花観測所	10.75m	9.90m	0.85m	2時間

2 松 川（令和6年4月1日）

河川名	区 域	
	自	至
松 川	上高井郡高山村山田入 （柞沢川合流点）	上高井郡小布施町大島 （千曲川合流点）

対 象 水 位 観 測 所						水位情報通知者
名称	位置	水防団待機水位 （m）	はん濫注意水位 （m）	避難判断水位 （m）	汎濫危険水位 （m）	
警戒レベル		1	2	3	4	須坂建設事務所長
小布施 松川	小布施町 松川橋	0.9	1.5	2.1	2.4	
小布施 松川	小布施町 下松川橋	0.9	1.5	2.1	2.4	

6-2 水防倉庫備蓄状況（※本文参照 第2編震災対策編第1章第7節）

（令和6年4月1日現在）※使用した分のみ補充する

資機材名 \ 倉庫名	千両	大島	山王島	計
土嚢袋、空俵麻袋等	16,890	2,000	2,000	20,890
むしろ、ビニール（枚）	0	0	0	0
なわ（kg）	20	1	5	26
鉄線（kg）	180	30	200	410
蛇籠（本）	50	0	0	50
丸太（2m）	110	0	30	140
丸太（4m）	28	0	0	28
丸太（その他）	0	0	0	0
たたみ（枚）	0	0	0	0
ペンチ・カッター（丁）	16	1	3	20
クリッパー（丁）	0	0	1	1
バール（丁）	0	0	0	0
ハンマー（丁）	4	2	6	12
鎌（丁）	8	5	3	16
鋸（丁）	14	2	2	18
斧（丁）	5	0	0	5
ツルハシ（丁）	9	3	2	14
スコップ（丁）	14	7	30	51
掛矢（丁）	7	0	3	10
唐鍬（丁）	2	0	2	4
トビロ（丁）	0	0	0	0
赤灯（基）	0	0	0	0
なた（丁）	0	0	0	0
船（艘）	0	0	0	0
ロープ（m）	1,000	0	1,090	2,090
天秤棒（本）	0	0	0	0
ブルーシート（枚）	6	0	3	9
塩ビ管（本）	42	0	11	53
一輪車（台）	2	2	3	7
A型バリケード	20	10	13	43

7 交通・輸送に関する資料

7-1 臨時ヘリポート （※本文参照 第2編震災対策編第1章第10節）（※本文参照第2編第2章第4・11節）

（令和6年4月1日現在）

1 災害対策用ヘリポート

名 称	所 在 地	施設管理者	設 備 規 模			広さ (m)
			大型	中型	小型	
小布施中学校グラウンド	小布施65	小布施中学校長	○			110×90 9,930m ²
町営グラウンド	中松1336-1	小布施町教育委員会	○			87×87 7,586m ²
松川総合グラウンド	雁田1263-3	小布施町教育委員会	○			100×100 9,171m ²
町営テニスコート	小布施1750-1	小布施町教育委員会		○		7,534m ²

2 拠点ヘリポート

名 称	所 在 地	施設管理者	設 備 規 模			広さ (m)
			大型	中型	小型	
栗ガ丘小学校グラウンド	小布施1447-1	栗ガ丘小学校長	○			120×80 12,400m ²

7-2 物資輸送拠点（集積場所）

（※本文参照 第2編震災対策編第1章第10・13節）

（※本文参照 第2編震災対策編第2章第11・16節）

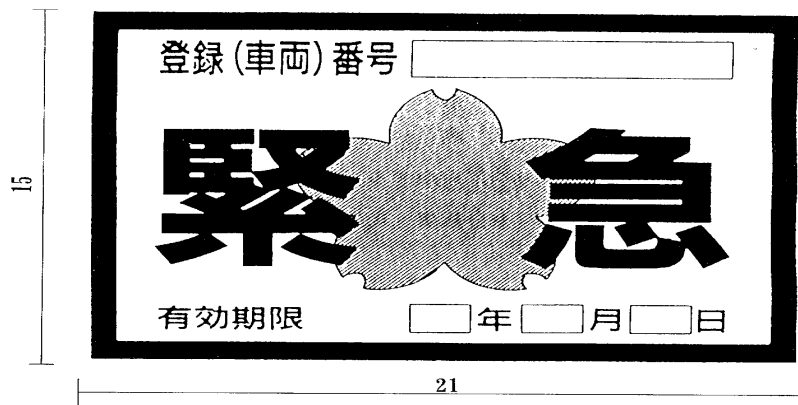
名 称	所 在 地	施設管理者	設 備 規 模			広さ (m)
			大型	中型	小型	
北斎ホール	小布施1491-2	小布施町教育委員会				1,518m ²

7-3 緊急通行車両事前届出要領に基づく届出車両

(※本文参照 第2編震災対策編第1章第10節) (※本文参照 第2編震災対策編第2章第11節)
(令和6年4月1日現在)

No.	許可年月日	有効期限	登録(車両)番号	用途	所管課
1	R5.11.15	R10.11.15	長野501ひ5392	小型 乗用	総務課(セレナ)
2	"	"	長野501ひ5846	小型 乗用	総務課(シャトル)
3	"	"	長野400つ1037	小型 貨物	総務課(ニッサンADバン)
4	"	"	長野800す447	普通 特殊	建設水道課(RAV4)
5	"	"	長野480た9579	軽自動車 貨物	健康福祉課(スズキエブリイ)
6	"	"	長野480た9322	軽自動車 貨物	産業振興課(スズキエブリイ)
7	"	"	長野480す5195	軽自動車 貨物	教育委員会(スズキエブリイ)
8	"	"	長野480そ7756	軽自動車 貨物	総務課(スズキキャリー②)
9	"	"	長野480す7033	軽自動車 貨物	建設水道課(スズキエブリイ)
10	"	"	長野800す6423	普通 特殊	建設水道課(三菱)
11	"	"	長野480な1618	軽自動車 貨物	建設水道課(スズキエブリイ)

7-4 緊急通行車両の標章 ※本文参照 第2編震災対策編第2章第11節)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8 物資の調達・供給に関する資料

(※本文参照 第2編震災対策編第1章第14節) ※本文参照 第2編震災対策編第2章第16節)

8-1 町災害用備蓄物資 (令和6年4月1日現在)

(1) 備蓄場所

防災倉庫	文化体育館駐車場(北西隅)
	中学校グラウンド(北東隅)
	総合体育館駐車場(北側)
	小布施町トレーニングセンター(玄関横)
災害用備蓄物資等保管場所	文化体育館地下倉庫
	中学校体育館地下倉庫
	丸林倉庫(旧冷蔵庫)
	役場南側防災品等保管庫
	健康福祉センター倉庫
	雁田公会堂 (※土砂災害避難所)

(2) 備蓄状況

備蓄品名	形状等	数量	単位
飲料水	水(ペットボトル 500ml)	4,374	本
おかま	炊き出し用ガス釜	1	基
オゾンガス除去装置	感染症対策	1	台
温度計	非接触温度計	15	個
カセット式ガスボンベ	カセット式ボンベ 250g	10	本
軍手		3,000	枚
コップ	使い捨て紙コップ	3,700	個
ご飯	主食(和風鯛めし、ほか)	2,090	食
スポンジ	キッチン用スポンジ(小)	675	個
スリッパ	使い捨てスリッパ	150	足
手袋	医療用ゴム手袋	300	枚
テント	災害用ワンタッチテント	3	張
トイレ	簡易トイレ(ラップポン)	8	基
	簡易トイレ(ダンボール製)	9	個
	使い捨て簡易トイレ	300	袋
	仮設トイレ(ドントコイ)(汲み取り式)	14	基
投光器	投光器	7	基
寝袋	寝袋(単身用)	500	枚

パーティション	間仕切り	108	式
発電機	非常用発電機	12	台
バランスパワー	補助食品	770	食
ハンドソープ	手洗い洗剤 250ml	24	本
避難所開設用キット	金づち・ペンチ等用具一式	15	箱
フェイスシールド	感染症対策	100	個
ブルーシート	3.6m × 5.4m	14	枚
ベッド	折り畳み式簡易ベッド	100	式
防護服	感染症対策	200	枚
マスク	感染症対策	47,080	枚
マット	アルミマット	330	枚
マットレス	スポンジマットレス(900×1800)	33	枚
毛布	災害用毛布	736	枚
ラジオ	簡易携帯ラジオ	60	台

8-2 応急給水用資機材（令和6年4月1日現在）

（※本文参照 第2編震災対策編第1章第14節）※本文参照 第2編震災対策編第2章第15節）

種 類	区 分	数 量
給水タンク	1 m ³	1 個
	0.5 m ³	2 個
	1.6 m ³	1 個
非常用飲料水袋	10ℓ	100袋
	6ℓ	1,000袋

8-3 医療救護所医薬品（令和6年4月1日現在）

品 名	数量	単位	摘要（使用期限等）
ロキソニン60m g	20	錠	
フロモックス100m g	20	錠	
ブスコパン10m g	20	錠	
セフゾン10% 0.5 g 包	10	g	1 g
カロナール20% 0.5 g 包	120	g	1 g
PL総合顆粒1 g	100	包	
センノシド錠12m g	100	錠	
マグミット250m g	100	錠	
セルタッチ6枚入り	24	枚	1 枚

イゾジン液10% 250m l	500	m l	1 m l
ドクターズワブ（綿棒）50本入	2	箱	

9 危険物施設等に関する資料

9-1 危険物施設 （※本文参照 第2編震災対策編第1章第16節）※本文参照 第2編震災対策編第2章第33節）

最大貯蔵取扱量（第4類）リットル（引火性液体：引火性の蒸気を発生する液体）

（令和6年4月1日現在）

事業所の名称	営業所等	貯蔵場所	危険物施設	第1石油類	第2石油類		第3石油類	第4石油類	電話番号
				ガソリン	軽油	灯油	重油		
青木石油株式会社	小布施給油所	上町874	給油取扱所	13,440	5,760	10,000			247-2136
株式会社ジェイ・クエスト	中野小布施店	大字都住2442-1	給油取扱所	55,000	15,000	20,000			247-1151
浅川第2排水機場		吉島2887-4	一般取扱所				40,000		247-2625
ながの農業協同組合	小布施給油所	中条1321-1	給油取扱所	28,800	9,600	9,600	廃油2,000	オイル1,800	247-6070
株式会社 竹風堂		上町973	地下タンク貯蔵所			4,900			247-2569
特定医療法人 新生病院		上町851	地下タンク貯蔵所			17,000			247-2033
長野広域連合特別養護老人ホーム 小布施荘		上町857-5	地下タンク貯蔵所			10,000			247-4887
小布施町立小布施中学校		中町65	一般取扱所			1,900			247-2109
おぶせミュージアム・中島千波館		中町595	地下タンク貯蔵所			6,000			247-6111
小布施町学校給食センター		中町106	地下タンク貯蔵所			1,900			247-2205
小布施町立栗ガ丘小学校		横町1447-1	一般取扱所			5,000			247-2024
小布施町役場		横町1491-2	一般取扱所			10,000			247-3111
北斎ホール		横町1491-2	地下タンク貯蔵所			3,000			247-4751
フローラルガーデンおぶせ		松村506-1	地下タンク貯蔵所			5,000			247-5487

事業所の名称	営業所等	貯蔵場所	危険物施設	第1石油類	第2石油類		第3石油類	第4石油類	電話番号
				ガソリン	軽油	灯油	重油		
DMノバフォーム株式会社		雁田361-1	地下タンク貯蔵所	※特殊引火物ペンタン20,000					247-6070
			一般取扱所	※特殊引火物ペンタン1,500					
			一般取扱所	※特殊引火物ペンタン1,000					
株式会社おぶせ温泉（穴観音の湯）		雁田1194	地下タンク貯蔵所			5,000			247-2525
株式会社高見澤　コンクリート事業部		雁田1262-1	屋外タンク貯蔵所				6,000		247-3151
株式会社やまろく　さわやかステーション小布施		林2255-13	給油取扱所	40,000	10,000	10,000	廃油2,000	オイル1,800	247-6007
			移動タンク貯蔵所			2,000			
小布施町総合公園スポーツコミュニティセンター	※地下タンク使用休止中	大島609-2	地下タンク貯蔵所			3,000			247-6600
小布施町千年樹の里・健康福祉センター		上町860-イ	地下タンク貯蔵所			4,000			242-6660
株式会社小布施建設おぶせ温泉あけびの湯		雁田1311	地下タンク貯蔵所				20,000		247-4880
株式会社　桜井甘精堂　本社工場		福原2460-1	地下タンク貯蔵所				10,000		247-2132
株式会社コメリ　コメリハード＆グリーン小布施店		松村560	一般取扱所			29,500			247-7080
浅川第三排水機場		吉島2886-7	一般取扱所				16,774		233-5151
			地下タンク貯蔵所				18,000		(浅川改良事務所)

10 文教に関する資料

10－1 指定文化財（建造物）（※本文参照 第2編震災対策編第1第26節）（※本文参照 第2編震災対策編第2章第30節）（※本文参照 第2編震災対策編第3章第27節）

（令和6年4月1日現在）

区 分	名 称	指定年月日	所 在 地	所 有 者	時 代
国重要文化財	浄光寺薬師堂	昭和25. 8. 29	雁田676	浄光寺	応永15年（1408）
国重要有形民 俗文化財	信濃及び周辺地域の灯火用具 附 版画等関係資料	昭和55. 4. 24	小布施973（竹風堂内）	（財）日本のあ かり博物館	江戸時代～昭和初期
国登録有形文 化財	平松家住宅 母屋 他7件	平成23. 10. 28	小布施1947	平松快典	江戸末期～大正5年（1916）
県 宝	祭り屋台2基	昭和54. 12. 17	小布施485 北斎館内	東町自治会 上町自治会	文化3年（1806） 弘化2年（1845）
県 宝	薬師如来坐像	昭和57. 8. 16	雁田676	浄光寺	応永16年（1409）
県天然記念物	雁田のヒイラギ	平成23. 9. 29	雁田789-1	呉羽敏正	700年以上（推定）
町 宝	祭り屋台天井絵 竜図鳳凰図	昭和47. 11. 30	小布施485 北斎館内	東町自治会	天保14～15年（1843～1844）
町 宝	祭り屋台天井絵 浪図（2枚）	昭和47. 11. 30	小布施485 北斎館内	上町自治会	弘化2～3年（1845～1846）
町 宝	玄照寺三門	昭和48. 2. 20	大島90-1	玄照寺	寛政11年（1799）
町 宝	鳳凰図（岩松院天井絵）	昭和48. 2. 20	雁田615	岩松院	弘化4年（1847）

区 分	名 称	指定年月日	所 在 地	所 有 者	時 代
町 宝	十二神将	昭和54. 3. 30	雁田676	浄光寺	応永16年（1409）
町 宝	浄光寺薬師堂壁画	昭和57. 3. 30	雁田676	浄光寺	応永15年（推定）
町 宝	金 銅 仏	昭和57. 3. 30	雁田676	浄光寺	鎌倉時代末期（14世紀初めの頃）
町 宝	日光菩薩・月光菩薩	昭和57. 3. 30	雁田676	浄光寺	応永16年（1409）
町 宝	阿弥陀如来立像	昭和57. 3. 30	小布施490	関谷 潤	嘉禎 3 年（1237）
町 宝	島津文書	昭和60. 3. 8	大島80	島津忠昭	慶長16～寛永 8 年（1611～1631）
町 宝	勝海舟揮毫の幟（原本）	昭和60. 3. 8	飯田547-1	飯田郷元神社	明治初期
町 宝	三十三観音像	昭和60. 3. 8	福原7-ハ	福原自治会	江戸末期（推定）
町 宝	木造阿弥陀如来坐像	平成 7 . 5. 11	小布施1077	龍雲寺	寛文 2 年（1662）
町 宝	木造阿弥陀仏如来及び両脇侍立像	平成 7 . 5. 11	都住403	清水自治会	宝永 6 年（1709）
町 宝	特定医療法人新生病院ミス・パウル記念館	平成16. 4. 13	小布施851	特定医療法人 新生病院	昭和 7 年建設（1932年）
町 宝	日本聖公会中部教区新生礼拝堂	平成16. 4. 13	小布施851	日本聖公会中 部教区	昭和 9 年建設（1934年）
町 宝	遊行二十一代知蓮上人名号	平成20. 8. 26	上町839-イ	上町自治会	室町時代（約500年前）
町 宝	清涼寺様式木造釈迦如来立像（玄照寺本尊）	平成20. 8. 26	大島90-1	玄照寺	鎌倉末期～室町時代（推定）

区 分	名 称	指定年月日	所 在 地	所 有 者	時 代
町 宝	中町祭り屋台	平成23. 12. 20	小布施595（おぶせミュージアム屋台庫内）	中町自治会	弘化年間（1844～1848）
町 宝	伊勢町祭り屋台	平成23. 12. 20	小布施595（おぶせミュージアム屋台庫内）	伊勢町自治会	文政 6 年（1823）
町 宝	福原祭り屋台	平成23. 12. 20	小布施595（おぶせミュージアム屋台庫内）	福原自治会	嘉永・安政年間（1848～1860）
町 宝	六川祭り屋台	平成23. 12. 20	小布施595（おぶせミュージアム屋台庫内）	六川自治会	明治 3 年（1870）
町 宝	横町祭り屋台	平成23. 12. 20	小布施595（おぶせミュージアム屋台庫内）	横町自治会	18世紀～19世紀初期
町 宝	上下諏訪神社門燈籠	平成30. 3. 5	押羽631-2	押羽自治会	弘化 2 年（推定）
町 宝	玄照寺本堂・客殿附板図	令和3. 3. 18	大島90	玄照寺	大正9～15年（1920～1926）
史 跡	大夫千両堤	昭和47. 11. 30	小布施854-58	小布施町	元和年間（1619～）
史 跡	高井鴻山翫然楼	昭和47. 11. 30	小布施805-1	小布施町	江戸時代末期
史 跡	福島正則公霊廟	昭和48. 2. 20	雁田616	岩松院	寛永元年（1624）
史 跡	椎谷藩六川陣屋跡	昭和54. 3. 30	都住101-1	六川自治会	寛政 4 年～明治 4 年（1792～1871）
史 跡	小布施陣屋跡	昭和54. 3. 30	小布施973	上町自治会	元禄 14 年～正徳 5 年（1701～1715）
史 跡	市元（小布施町組発祥の地）	昭和54. 3. 30	小布施981	長野県	寛永 2 年（1625）
史 跡	古堂塚古墳	昭和54. 3. 30	中松863	小布施町	6 世紀（推定）

区 分	名 称	指定年月日	所 在 地	所 有 者	時 代
史 跡	岩松院古墳群	昭和54. 3. 30	雁田617-1	岩松院	7 世紀 （推定）
史 跡	郷倉	昭和60. 3. 8	押羽567	押羽自治会	年代不明

11 災害危険箇所等に関する資料

11-1 重要水防区域

北陸地方整備局千曲川河川事務所所管（令和6年4月1日）（※本文参照 第2編震災対策編第2章第8節）

千曲川河川事務所 中野出張所管内							対策工法							
							積み土嚢		月の輪、シート張り		月の輪、釜段			
水防管理団体	担当 出張所	河川名	左右 岸別	目標物	主要線部		重要水防評価							
					距離標	距離標間距離 区間(m)	越水・溢水		浸透に係る重要水防箇所(新基準)					
									堤体漏水		基盤漏水		総合判定	
							番号	判定	番号	判定	番号	判定	番号	判定
小布施町	中野	千曲川	左岸		54.0	277	17	A						
小布施町	中野	千曲川	左岸		54.00+100	100		A						
小布施町	中野	千曲川	左岸		54.5	371		A						
小布施町	中野	千曲川	左岸		54.50+100	100		A						
小布施町	中野	千曲川	左岸	小布施橋	54.50+190	90		A						
小布施町	中野	千曲川	左岸		55.0	321		A						
小布施町	中野	千曲川	左岸	赤沼地区	55.5	504		A						
小布施町	中野	千曲川	右岸	篠井川排水機場	52.00+700	679								
小布施町	中野	千曲川	右岸		52.5	331	62	A						
小布施町	中野	千曲川	右岸		52.50+290	290								
小布施町	中野	千曲川	右岸		53.0	210	63	A						
小布施町	中野	千曲川	右岸		53.5	640		A						
小布施町	中野	千曲川	右岸		54.0	515		A						
小布施町	中野	千曲川	右岸		54.0+40	40		A						
小布施町	中野	千曲川	右岸	小布施橋	54.5	460		A						

小布施町	中野	千曲川	右岸		55.0	500	A						
小布施町	中野	千曲川	右岸		55.5	500	A						
小布施町	中野	千曲川	右岸		56.0	500	A						
小布施町	中野	千曲川	右岸		56.00+341	340	A						
小布施町	中野	千曲川	右岸	松川合流	56.00+341	0	A						
小布施町	中野	千曲川	右岸		56.5	115	A						
小布施町	中野	千曲川	右岸		57.0	550	A						

※参考とした資料；北陸地方整備局千曲川河川事務所発行、令和6年度水防野帳

県所管

※参考とした資料；長野県水防計画

水防管理 団体名	河川名	河川 管理者名	河川の 種 別	左右岸 の 別	警戒の 度 合	延長 (m)	箇所数	場 所 (目 標)	予想される 水位 (m)	区 分 と 予想される危険	水 防 工 法
小布施町	松 川	県	一級	右	A	1,850	1	大豊橋～上松川 橋下流200m	2.0	護岸等の決壊	木流し 川倉
小布施町	松 川	県	一級	右	B	900	1	上松川橋下流 200m～甲不動	2.0	護岸等の決壊	木流し 川倉
小布施町	松 川	県	一級	左	B	360	1	千曲川松川合流 地域	5.3	漏 水	積土俵 月の輪
小布施町	深沢川	県	一級	左	A	1,360	1	深沢川橋上流～ 北岡	2.5	堤防高不足 越 水	積土俵
				右	A	1,360	1				
小布施町	浅 川	県	一級	右	B	200	1	吉島	3.0	堤防高不足 越 水	積土俵 蛇籠布せ
	県計					6,030	6				

11-2 土石流危険渓流 （※本文参照 第2編震災対策編第1章第24節）※本文参照 第2編震災対策編第2章第19・29節）

〔長野県（須坂建設事務所）〕

渓 流 番 号	水 系 名	河 川 名	渓 流 名	所在地		流 域 概 要							土 石 流 危 険 区 域										渓床状況			計 画 流 出 土 砂 量 m³	警 戒 避 難 基 準 雨 量 有 無	安 全 な 避 難 場 所 有 無	砂 防 指 定 地 有 無
				町	字	渓 流 長 km	流 域 面 積 km²	発 生 流 域 面 積 km²	川 幅 m	平 均 渓 床 勾 配 度	崩 壊 履 歴 箇 所	常 時 湧 水	土石流氾濫区域					保 全 対 象					渓床堆積土砂						
													氾 濫 開 始 点 の 勾 配 度	氾 濫 終 息 点 の 勾 配 度	氾 濫 区 域 の 延 長 m	氾 濫 区 域 の 最 大 幅 m	氾 濫 区 域 の 面 積 ㎡	人 口 人	人 家 戸 数 戸	災 害 弱 者 関 連 施 設	公 共 施 設 以 外 の	耕 地 面 積 ha	存 在 区 間 （ 総 和 ） m	平 均 厚 さ m	平 均 幅 m				
土石流危険渓流Ⅰ																													
541110001	信濃川	千曲川	雁田B	小布施町	雁田	0.95	0.41	0.17	6.0	16	無	無	10	3	440	300	68,498	11(11)	3(3)		寺1、 その他2	3.30 (3.30)	800	3.8	21.5	11,980	有	有 つすみ保育園	
541110002	信濃川	千曲川	雁田C	小布施町	雁田	0.30	0.08	0.08	4.0	22	無	無	12	3	250	130	20,091	18(18)	5(5)			1.50 (1.50)	220	2.9	12.0	2,980	有		
541110003	信濃川	千曲川	雁田D	小布施町	雁田	0.30	0.24	0.21	6.0	13	無	無	9	3	400	150	36,395	18(15)	5(4)		寺1	1.20 (1.00)	170	3.5	22.5	3,550	有		
541110004	信濃川	松川	雁田A	小布施町	雁田	1.00	0.40	0.29	2.0	14	無	無	8	3	520	180	70,410	18(18)	5(5)		教育施設 1	5.90 (5.90)	350	4.0	14.0	11,780	有		
土石流危険渓流Ⅱ																													
541130001	信濃川	千曲川	雁田E	小布施町	雁田	0.62	0.30	0.15	14.0	15	無	無	11	3	550	180	57,262	0(0)	0(0)			2.50 (2.50)	340	2.3	22.0	4,440	有		
541130002	信濃川	千曲川	雁田F	小布施町	雁田	0.46	0.11	0.04	7.0	22	無	無	11	3	470	180	49,945	0(0)	0(0)			2.50 (0.00)	340	1.8	8.0	1,630	有		

11-3 急傾斜地崩壊危険箇所

(※本文参照 第2編震災対策編第1章第24節) ※本文参照 第2編震災対策編第2章第29節)

ランクⅢ：自然斜面

箇所番号	箇所名	市町村	大字	小字	地形要因		保 全 対 象 公共施設（道路、鉄道、河川等）の種類、延長等
					傾斜度	高さ	
54113001	雁田 3	小布施町	雁田	雁田	35	48	県道233m、その他の道路161m、橋 3、用水路421m
54113002	雁田 2	小布施町	雁田	雁田	37	51	その他の道路101m、用水路77m
54113003	雁田	小布施町	雁田	雁田	33	95	その他の道路254m、用水路158m

11-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(※本文参照 第2編震災対策編第1章第24節) ※本文参照 第2編震災対策編第2章第29節)

自然現象 の 種 類	区域の 名 称	警戒区域箇 所 番 号	警戒区域			特別警戒区域			備考
			人家 戸数	面 積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面 積 (㎡)	延長 (m)	
土 石 流	雁田 E	D13541001	2	110,127		0	9,354		
土 石 流	雁田 F	D13541002	0	31,157		0	2,627		
土 石 流	雁田 B	D13541003	2	107,886		0	3,485		
土 石 流	雁田 C	D13541004	2	18,352		0	3,114		
土 石 流	雁田 D	D13541005	4	58,842		0	4,969		
土 石 流	雁田 A	D13541006	1	54,512		0	2,487		
急傾斜地	雁田 1	K13541001	0	3,869	49	0	1,499	49	
急傾斜地	雁田 2	K13541002	0	4,141	67	0	1,540	67	
急傾斜地	雁田 3	K13541003	0	15,018	189	0	6,549	189	
急傾斜地	雁田 4	K13541004	0	15,307	183	0	6,513	183	
急傾斜地	雁田 5	K13541005	0	3,394	96				
急傾斜地	雁田 6	K13541006	0	32,135	354	0	16,490	354	
急傾斜地	雁田 7	K13541007	0	29,711	253	0	17,995	253	
急傾斜地	雁田 8	K13541008	0	7,316	77	0	3,635	77	
急傾斜地	雁田 9	K13541009	0	30,267	369	0	14,834	369	
急傾斜地	雁田10	K13541010	0	2,171	70	0	647	70	
急傾斜地	雁田11	K13541011	0	35,904	403	0	18,561	403	
急傾斜地	雁田12	K13541012	0	637	19				
急傾斜地	雁田13	K13541013	0	3,493	129				
急傾斜地	雁田14	K13541014	6	95,632	684	0	62,307	684	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

※ 急傾斜地の指定区分として、長野県告示第575号（警戒区域）、長野県告示第578号（特別警戒区域）の区域指定区分である。

11－5 山腹崩壊危険地区

（※本文参照 第2編震災対策編第1章第24節）

調査番号	地区名	市町村	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	そ の 他
15410001	岩松院裏	小布施町	雁田	寺入	4	6	町道300m、農地4、寺1
15410002	愛宕山	小布施町	雁田	薬師入	7	7	町道500m、農地2
15410003	雁田	小布施町	雁田	不動	6	30	町道300m、農地2
15410004	切通	小布施町	雁田	牛顔	3	0	鉄道400m、農地12
15410005	寺入	小布施町	雁田	寺入	4	17	町道800m、農地6

12 災害救助法に関する資料

12-1 救助の実施要領の基準（概要）※本文参照 第2編震災対策編第2章第39節）

災害救助法による救助の程度と期間（災害救助法による救助の程度・方法及び期間）早見表

令和5年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

⑤ 12-1 救助の実施要領の基準（概要）

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被覆、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
----------------------	--	--	---------------	-----------------------------------

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 半壊 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半壊 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	27,000
	冬	10,000	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処理）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命もしくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な修理を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内	

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から (教科書) 1 か月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,000 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害に際し死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,500 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第一項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第二項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、位階の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

⑤ 12-1 救助の実施要領の基準（概要）

実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
------	-----------------------------	---	-----------------	---------------------

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗遺品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7まで掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる機関及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

12-2 被害の認定基準（※本文参照 第2編震災対策編第2章第1節）

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 ・ 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築で他の被害箇所項目に属さないもの なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に人が居住している場合、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田 畑 流 失	水が引いた後、そのまま耕作をなし得ない状態。田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
田 畑 埋 没	水が引いた後、そのまま耕作をなし得ない状態。土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。

冠	水	水が引いた後、そのまま耕作をなし得る状態。作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。	
罹	災	世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹	災	者	罹災世帯の構成員とする。

平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知（警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長宛）「災害の被害認定基準について」及び昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官通知「災害報告取扱要領」による。

（注）

- （1） 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- （2） 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （3） 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

13 災害履歴

13-1 風水害等（※本文参照第1編総則第4節）

（令和6年4月1日現在）

年		月	災害名	被害総額 うち（ ）内農作物被害	被害状況
昭和 33		9	台風21号	(3,700万円)	小布施橋流出、松川上水道送水管流出（6日間水道断水）
			〃 22号		松川大島地籍の堤防決壊、千曲川兩岸の畑冠水、水稻・りんごなど被害面積220ha
34		8	台風7号	3億4,070万円 (2億4,175万円)	風速38mの突風、千曲川河川敷農地冠水、死者1名、負傷者3名、倒・半壊家屋70戸、浸水家屋29戸、橋梁流出4ヶ所、田畑冠・浸水164ha、りんご倒木・折木23,000本
			台風15号		風速38m、千曲川河川敷農地冠水、災害救助法適用、倒・半壊家屋39戸
		9	台風15号	9,303万円 (7,779万円)	風速38m、千曲川河川敷農地冠水、災害救助法適用、倒・半壊家屋39戸
35		8	台風16号	不明	風速15m、りんご落果被害245t（全生産量の2%）
36		6～7	梅雨前線の停滞による豪雨	(4,800万円)	千曲川増水、延徳沖など12日間の冠水、水稻・果樹等に被害
		9	第二室戸台風	1億1,892万円	風速30m、りんご被害1億1,607万円
37		6	豪雨・雹害	(3,670万円)	千曲川沿岸など冠・浸水、野菜・りんごなどに被害
		7～9	旱魃	(1億2,000万円)	りんご落果
40		9	台風33号	(1億3,000万円)	りんご・野菜・水稻
			台風24号	1,200万円	小布施橋の木橋部分流出、田畑の浸水
44		5	凍霜害（北信一带）	(1億4,000万円)	りんご・くり・ぶどう
46		8	降雹（4年連続）	(1億2,200万円)	りんご・水稻・ぶどうなど490ha
		9	9・6集中豪雨	(1,800万円)	千曲川沿岸耕地等冠・浸水、水稻・りんご・野菜等80ha
47		9	台風20号	(4億2,000万円)	りんご落果が中心、松川氾濫2橋が通行不能
56		8	台風15号	4億4,300万円	下松川の堤防15m決壊→大島地籍果樹園40haに被害、千曲川2木橋流出、千曲川河川敷177ha冠・浸水
57		8	台風10号	6億5,000万円	風速20～30m、りんご・ぶどう等3,000t落果、4,000本倒木、千曲川河川敷農地100ha浸水、中松川橋下流護岸2カ所80m崩落
		9	台風18号	1億1,000万円	千曲川河川敷農地138ha冠水、松川栗ガ丘堤防40m一部決壊、栗ガ丘住民へ避難命令

〔小布施防〕

年	月	災害名	被害総額 うち（ ）内農作物被害	被害状況
58	9	台風10号	2億2,100万円 (2億2,100万円)	千曲川計測史上最高水位11m13cm(立ガ花) 千曲川河川敷 農地220ha冠・浸水
60	7	台風6号	(1億5,598万円)	千曲川河川敷農地冠水
	8	干ばつ・高温	(1億830万円)	りんご・ぶどう品質低下
61	5	降霜(町全域)	(688万円)	果樹品質低下11ha
62	8	台風12号	(2,471万円)	りんご落果品質低下
	9	台風19号	(1,422万円)	りんご落果品質低下
平成 2	6～8	干ばつ・高温	(4,834万円)	水稻・果樹・野菜品質低下
3	8	台風14号	800万円	下八木沢橋流失
	9	台風19号	(5億6,169万円)	りんご落果、品質低下2,731 t
4	6	降ひょう(南西部)	(1,558万円)	りんご、梨、桃、ネクタリン品質低下
5	8	台風7号	(694万円)	りんご等落果30 t
	9	台風13号	(4,960万円)	果樹落果(りんご、ぶどう、なし) 240 t
	10	低温	(5,729万円)	水稻158ha
6	7～9	高温・干ばつ	(1億1,160万円)	果樹141ha
	9	台風26号	(1億5,130万円)	りんご落果品質低下414 t、216ha
8	5	降ひょう	(2億7,026万円)	りんご、ぶどう、なし、もも、アスパラ 品質低下
10	9	台風7号	(8億7,924万円)	りんご落果品質低下等351.7ha
	10	台風10号	(2,293万円)	りんご落果品質低下等175.2ha
11	4	凍霜害	(1億4,605万円)	りんご、もも、なし、ぶどう、さくらんぼ、アスパラ、ブルーベリー減収、品質低下 104.5ha、694.8 t
	6	梅雨前線豪雨	(835万円)	千曲川沿岸耕地等冠・浸水、りんご・もも80ha、46.1 t
	8	8・15集中豪雨	(4,728万円)	千曲川沿岸耕地等冠・浸水、りんご・桃、ブルーベリー、野菜減収165ha、216.6 t
	9	降ひょう	(1,135万円)	りんご、なし、もも品質低下、26.1ha、 13.3 t
		台風18号	(127万円)	りんご落果84ha、7.39 t
14	3	強風	(182万円)	ぶどう、アスパラ、もも、ビニールハウス倒壊
15	1	雪害	(650万円)	ビニールハウス 倒壊
	12	雪害	(5,949万円)	ぶどう棚倒壊、ビニールハウス倒壊
16	6	台風6号	(99万円)	ビニールハウス倒壊
	8	台風15号	(53万円)	洋なし落果
	10	台風23号	(2億6,000万円)	千曲川河川敷農地冠水、農地(りんご、桃、栗、野菜、水稻) 105haに被害
17	6	降ひょう(南西部)	(1,580万円)	りんご・もも品質低下
	9	台風14号	(1,382万円)	りんご、ぶどう、梨落果33.3ha

年	月	災害名	被害総額 うち（ ）内農作物被害	被害状況
18	7	7月豪雨	(3億5,497万円)	千曲川河川敷農地冠水、農地（りんご、桃、栗、野菜）154haに被害
19	7	新潟県中越沖地震	不明	屋根ぐしの崩壊、外壁の崩落、住居内床の崩落等一部破損18棟
25	9	台風18号	(8,256万円)	千曲川河川敷農地冠水 りんご、もも 72.6ha
26	2	大雪災害	(1億55万円)	大雪によるビニールハウス91棟が倒壊
	11	長野県神城断層地震	(842万円)	施設内のブナシメジが地震で倒れる
28	10	台風18号	(395万円)	りんご落果 30ha
29	1	大雪災害	(6,845万円)	農業資材ハウス、パイプハウス倒壊 ぶどう、りんご、もも 樹体被害
	9	台風18号	(1,112万円)	ふじ、巨峰、栗落果 30ha
	10	台風21号	(1,432万円)	りんご冠水 7ha
30	9	台風21号	(1億582万円)	りんご102.7ha、ぶどう40ha、梨2ha、栗13.5ha
令和 元年	9	台風17号	(759万円)	暴風によるりんご、なし、くり落下
	10	令和元年東日本台風 (台風19号)	(1億4,517万円)	千曲川計測史上最高水位12m46cm（立ヶ花水位観測所） 千曲川越水により大島・飯田・山王島・吉島地区の一部が浸水 建物被害130棟（住家57棟、非住家65棟、公共施設8棟） 農地浸水143.35ha
2	7	7月豪雨	(2,491万円)	千曲川河川敷農地冠水 りんご、もも 49ha
3	4	凍霜害	(652万円)	りんご17.48ha、なし1.18ha、おうとう0.1ha
	8	8月豪雨	(2,857万円)	千曲川河川敷農地冠水 りんご、もも、栗 52.5ha

13-2 火 災

(令和6年4月1日現在：令和5年実績まで)

(昭和36年以降)

年	発 生 件 数			焼 損 棟 数 ・ 面 積						死 傷 者		り 災 者		損 害 見 積 額 (千円)
	合計	建物	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	面積㎡	死者	傷者	世帯数	り災者数	
昭和36	1	1		1	1				403					8,000
37	2	2		2	2				198			2	8	1,700
38	2	2		5	4		1		742			1	6	6,000
39	0													
40	2	2		2			2		7			1	7	70
41	4	3	1	5	2		3		213	1		2	10	3,270
42	1	1		1	1				202			1	4	2,800
43	3	3		3	1	2			345			1	1	5,300
44	1	1		2	2				217			1	6	5,000
45	1	1		1		1			101					390
46	1	1		2		1	1		128			1	4	1,293
47	1	1		1	1				168			1	6	4,023
48	2	1	1	1			1		20			1	4	400
49	1	1		1	1				172	1		1	5	4,370
50	3	3		3	2		1		132			1	2	3,240
51	2	2		2	2				934			1	4	22,623
52	0													
53	1	1		1	1				91					310
54	2	2		2	1	1			213			2	5	3,358
55	2	2		2		1	1		19		2			282
56	2	2		2	1	1			95		1	1	6	3,644
57	2	2		2	2				155			1	3	3,955
58	2	2		3	1	2			530		1			37,931
59	3	2	1	2		1	1		124	1	1	1	11	4,726
60	1	1		2	1		1		33			1	5	369
61	4	3	1	6	5	3	1		440			4	12	16,860
62	1	1		1	1				164			1	6	7,192
63	2	2		4	4				393			2	11	3,945
平成元	2	1	1	1	1				28					256
2	1	1		1	1				215			1	5	2,531
3	3	3		3	1	1	1		113					1,036
4	2	2								2				1,069
5	1	1		1	1				92			1	2	3,595
6	5	5		5		2	3		96	1		2	7	2,598
7	2	1	1	1			1		35			2	3	5,550
8	10	9	1	8	5		3		271	1		5	29	12,443
9	3	2	1	2		1	1		58					7,927
10	4	3	1	3		2		1	87		1	1	3	20,816
11	4	1	3	1	1				167		1	1	7	43,684

年	発 生 件 数			焼 損 棟 数 ・ 面 積						死 傷 者		り 災 者		損 害 見 積 額 (千円)
	合計	建物	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	面積㎡	死者	傷者	世帯数	り災者数	
平成12	8	4	4	3	1		1	1	486		1	4	17	15,985
13	6	3	3	4	2		2		78	1		2	9	18,750
14	5	1	4											92
15	3	1	2	1			1		12					120
16	1	1		1	1				95			1	1	2,147
17	10	1	9	1			1		14			1	1	1,261
18	5	1	4	1	1				27					1,169
19	4	2	2	7	3		4		297		2	2	4	29,680
20	10	3	7	3	1		2		230			2	7	20,980
21	9	5	4			1	3	1	68			5	15	1,531
22	3	1	2	1			2							30
23	4	2	2	2	1	1	2		15			1	4	118
24	9	4	5	7	1	2	3	1	205			4	12	2,768
25	8	1	7	1				1						139
26	5	2	3	3	1		2		458					11,499
27	4	1	3	1				1				1	2	165
28	3	2	1	2			2		15			2	5	196
29	9	4	5	6	2		2	2	281.94		2	3	7	9,518
30	11	3	8	3	1		1	1	201.86	2		2	2	3,889
31	6	3	3	3			2	1	9.9					1,616
R2	7	3	4	3				3	0.83		2	2	4	163
R3	7	4	3	6	5	1			523,574					44,188
R4	2		2								1			39
R5	6	3	3	3	1		1	1	5.31		1	1	1	1,217

14 災害復旧に関する資料

14-1 災害弔慰金概要 (※本文参照 第2編震災対策編第3章第5節)

対象となる災害	町内の住居の被害が厚生労働大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害
支給限度額	(1) 生計維持者が死亡した場合 一人につき500万円 (2) その他の者が死亡した場合 一人につき250万円
支給対象者	死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母の順とする。）
支給の制限	(1) 死亡が故意又は重大な過失による場合 (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 (3) 町長が支給を不適当と認めた場合
根拠法令等	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） (2) 同施行令（昭和48年政令第374号） (3) 小布施町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第34号） (4) 同施行規則（昭和49年規則第10号）

14-2 災害障害見舞金概要 (※本文参照 第2編震災対策編第3章第5節)

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給限度額	(1) 生計維持者が障害を負った場合 250万円 (2) その他の者が障害を負った場合 125万円
支給対象者	災害による負傷・疾病により精神、身体に障害が発生した者 (1) 両眼が失明した者 (2) そしゃく及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひざ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢を膝関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害が前各号と同程度以上と認められる場合
支給の制限	災害弔慰金に同じ
根拠法令等	災害弔慰金に同じ

14-3 災害援護資金概要（※本文参照 第2編震災対策編第3章第5節）

貸付対象者	1 貸付対象災害 町内において災害救助法による救助が行われた災害 2 貸付対象者 1に定める災害で次の被害を受けた世帯主 (1) 療養に要する期間がおおむね1カ月以上である負傷 (2) 住居又は家財価額のおおむね3分の1以上の損害 3 貸付制限 世帯の総所得の合算額が次の額以上の世帯を除く。 (1) 同一世帯に属する者が 1人の場合 220万円 2人の場合 430万円 3人の場合 620万円 4人の場合 730万円 5人以上の場合 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 (2) 住居が滅失した場合 1,270万円
貸付限度額	1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 (1) 家財の損害がその価値のおおむね1/3以上である災害及び住居の損害がない場合 150万円 (2) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 (3) 住居が半壊した場合 270万円 (住居の残存部分を取り壊さざる得ない等特別な場合 350万円) (4) 住居が全壊した場合 350万円 2 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 (1) 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円 (2) 住居が半壊した場合 170万円 (住居の残存部分を取り壊さざる得ない等特別な場合 250万円) (3) 住居が全壊した場合（(4)の場合を除く。） 250万円 (住居の残存部分を取り壊さざる得ない等特別な場合 350万円) (4) 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円
貸付条件	1 償還期間 10年（据置期間は原則として3年） 2 利 率 年3%（据置期間中は無利子） 3 償還方法 年賦又は半年賦（元利均等償還）
根拠法令等	災害弔慰金に同じ

15 協 定

(※本文参照 第2編震災対策編第1章第4節)

[15-1 国・県・市区町村との協定]

15-1-1 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と小布施町長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小布施町の地域について災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 小布施町内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 小布施町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換のなお用）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 高校土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年12月28日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省

関東地方整備局長 森 北 佳 昭

乙) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

国土交通省

北陸地方整備局長 橋 場 克 司

丙) 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町

小布施町長 市 村 良 三

(※本文参照 第2編震災対策編第1章第6節)

15-1-2 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市

町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐 久 市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上 田 市	上田市・東御市・長和町・青木村

諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曽	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・ 小布施町 ・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那、木曽
上伊那	諏訪、飯伊
飯伊	上伊那、木曽
木曽	飯伊、諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

(※本文参照 第2編震災対策編第1章第6節)

15-1-3 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合、被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣などに要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交布するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定書第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書きの場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

(※本文参照 第2編震災対策編第1章第4節)

15-1-4 中野市・小布施町防災相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 中野市と小布施町の防災相互応援に関して、次の条項により協定を締結し、大規模災害、特殊な災害等の応急対策活動の万全を期そうとするものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 千曲川右岸北岡堤防の監視業務及び災害時の応援職員の派遣
- (2) その他の災害に際し必要と認めた事項

(応援の方法)

第3条 大規模災害等に際し、必要があった場合には応援側の認定により相互に応援するものとする。

(応援職員の要請手続)

第4条 災害応急対策又は復旧のため応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を要請する職種別人員、車両、機械等
- (3) 応援を要請する期間
- (4) 応援の場所
- (5) その他必要な事項

(応援職員の指揮命令)

第5条 応援職員の指揮命令は、次によるものとする。

- (1) 受援地の市・町長
- (2) 指揮命令は応援職員の長に対し行うものとする。ただし、緊急を要する場合、応援職員に直接命令することができる。

(現地での報告)

第6条 応援職員の長は現場到着、引揚げ及び行動の状況を現地最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- (1) 応援に必要な直接経費は、原則として受援側の負担とする。
- (2) 応援に際し、発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は職員の死傷による療養費等の負担に関しては、当事者の相互協議とする。
- (3) 応援職員の被服の損料等は、応援側の負担とする。
- (4) 応援職員の食料は、原則として応援側の負担とする。

(雑則)

第8条 この協定実施について、必要な事項は当事者において定めることができる。

第9条 この協定は、昭和61年6月2日から適用する。

以上の協定の成立を証するため、当事者はこの証書を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

昭和61年6月2日

中野市長 土屋 武 則
小布施町長 葦澤 明 義

15-1-5 小布施町と墨田区との防災相互援助協定書

小布施町（以下「甲」という。）と墨田区（以下「乙」という。）は、平成8年5月1日に締結した友好協力に関する協定に基づき、非常災害発生時における相互の援助協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災業務に関し、この協定の定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

（災害応急対策用物資及び資器材の供給援助）

第2条 甲及び乙は、双方のいずれかに非常災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び資器材（以下「物資等」という。）が不足した場合、他方に供給援助を要請することができるものとする。

2 前項の規定により物資等の援助要請を受けた側は、別に定める要請内容にしたがって物資等を調達し、他方に可能な限り、これを供給するものとする。

3 前項の規定により供給する物資等は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 毛布及び生活必需品
- (3) 医薬品等

（援助に要した経費の負担）

第3条 援助に要した経費（輸送費を含む。）は、援助の要請側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

（職員の派遣）

第4条 甲及び乙は、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができる。この場合において職員の派遣に係る経費については、甲乙協議して定める。

（収容施設の提供）

第5条 甲及び乙は被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができるものとする。この場合において、当該施設の提供に係る経費については、甲乙協議して定める。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定は、平成8年5月1日から効力を発生する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名のうえ、おのおの1通を保有する。

平成8年5月1日

	長野県上高井郡小布施町大字小布施1491-2
甲	小布施町
	代表者 小布施町長 唐沢彦三
	東京都墨田区吾妻橋1丁目23番20号
乙	墨田区
	代表者 墨田区長 奥山澄雄

15-1-6 長野県広域防災拠点施設に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と小布施町（以下「乙」という。）とは、次のとおり広域防災拠点施設に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、長野県広域受援計画に基づき、乙が設置又は所有する施設を使用して、甲が広域防災拠点となる施設を開設及び運用するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

施設名	所在地
道の駅「オアシスおぶせ」	上高井郡小布施町大字大島601

（要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時に、県内の状況を踏まえて、乙に対し必要な広域防災拠点施設の使用を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等により要請できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があった広域防災拠点施設について、要請受諾の可否を決定し、速やかに甲に対して文書により回答する。ただし、緊急を要する場合は、口頭及びファクシミリ等により回答できるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（広域防災拠点施設の管理運営）

第4条 甲が開設した広域防災拠点施設の運営は、甲の職員を広域防災拠点施設に派遣し、甲が責任を持って当てるものとする。

2 甲は広域防災拠点施設内の安全確保に万全を期すとともに、広域防災拠点施設及び備品の破損又は亡失が生じないように配慮するものとする。

3 乙は、第3条第1項の規定による要請を受諾した場合、広域防災拠点として機能が果たせるよう施設の開錠など必要な措置を速やかに講じるものとする。

4 乙は、前項で定める措置を行ったのち、甲による広域防災拠点施設の開設及び広域防災拠点施設の運営に可能な限り協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条第1項の規定による要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を使用した期間の使用料は、乙の条例等に基づき甲が負担する。また、甲が広域防災拠点施設を使用した期間の経費（電気料、水道料等）は、甲が負担する。

2 甲は、乙又は広域防災拠点施設を管理運営する指定管理者（以下「して管理者」という。）から前項の請求があった場合は、その内容を確認の上、乙又は指定管理者に対し速やかに支払うものとする。

（原状回復）

第6条 甲は、広域防災拠点を廃止し、広域防災拠点施設の使用を終えたときは、乙の立会いの

下、当該施設の現状確認を行うものとする。

- 2 甲は、前項の現状確認により当該施設に損害が発生したことが確認され場合は、甲の負担により速やかに原状回復を行うものとし、原状回復のための費用の額、方法等は、甲乙が協議して決定するものとする。

(損失の補填)

- 第7条 甲は、乙若しくは指定管理者又は第三者（当該施設利用者等）に損失を与えた場合は、甲がその費用を負担する。

- 2 甲の広域防災拠点施設使用に伴う指定管理者の減収相当額（施設管理料相当額、使用料減収相当額）及び新たに必要となる費用（人件費等）が生じた場合は、甲が負担する。

- 3 甲は、乙若しくは指定管理者又は第三者から第1項及び第2項の費用の請求があった場合は、甲乙若しくは指定管理者又は第三者が協議して、その費用の額、支払い方法等を決定するものとする。

(使用の期間)

- 第8条 広域防災拠点の廃止については、災害応急隊対策の実施状況等を考量し、甲乙が協議して決定するものとする。

- 2 広域防災拠点施設の閉鎖は、甲が広域防災拠点施設の運営及び当該施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

- 3 甲は、広域防災拠点施設を兵背するときは、乙に対して文書により通知するものとする。

(平常時からの連携)

- 第9条 甲及び乙は、平常時から広域防災拠点施設の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による広域防災拠点施設の現地調査に対して協力するとともに、広域防災拠点施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(広域防災拠点施設の変更及び廃止)

- 第10条 乙は、第2条に規定する広域防災拠点施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止した場合は、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(その他)

- 第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲乙が協議して決定するものとする。

(継続)

- 第12条 この協定は、甲又は乙のいずれかから書面による協定廃止の申し出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年 7 月 1 日

甲 長野県

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事 阿 部 守 一

乙 小布施町

上高井郡小布施町大字小布施1491-2

小布施町長 市 村 良 三

15-1-7 千曲川河川事務所と小布施町における防災情報ネットワークに関する協定書

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所（以下「甲」という。）及び小布施町（以下「乙」という。）は、甲及び乙が有する情報を千曲川における光ケーブル等ネットワークを活用し、双方間の伝達による情報の共有化を図り、防災・危機管理等のための防災情報ネットワークを構築するため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が有する情報を、甲が整備する光ケーブル等ネットワークにより甲、乙双方向の伝達による情報の共有化を図り、防災情報ネットワークを確立することで、千曲川の流域住民に対する洪水被害・異常渇水被害等の予防、災害時の迅速な避難及び平常時の河川等に関する情報提供に役立てることを目的とする。

（提供する情報）

第2条 提供する情報については、以下のとおりとする。

- （1）甲が乙に提供する情報は、別紙－1のとおりとする。
- （2）乙が甲に提供する情報は、別紙－2のとおりとする。
- （3）甲が乙に提供する情報及び乙が甲に提供する情報は、甲が整備する光ケーブル等ネットワークにより常時提供する。
- （4）別紙－1及び別紙－2の内容に変更及び修正があった場合には随時通知するものとする。

（映像情報の選択）

第3条 甲は、複数の映像情報を常設光ケーブル等ネットワークで乙へ提供することとし、映像情報の画面切り替えは乙が行う。カメラの方向・倍率等の移動または変更については、甲が行うものとする。

（継続及び費用）

第4条 相互の接続は別図のとおりとし、費用については、原則次のとおりとする。

- （1）光ケーブル等の接続及び機器の設置の費用は甲の負担とするものとするが、その設置における乙の施設及び敷地内の使用については無償とする。
 - （2）乙の施設に設置する機器の電力は、乙の施設から受電し、電気料金は乙の負担とする。
- 2 前項にかかる機器等の保守点検、消耗品等の維持管理費については甲の責任において行うものとする。

（情報に対する責任）

第5条 受診する情報及び映像情報について、次の事項に掲げる場合は、その責任を甲及び乙それぞれに問わないものとする。

- （1）天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止または異常値の送信
- （2）保守、点検による情報送信の停止

（意見交換）

第6条 甲及び乙は、この協定の目的に鑑み、提供情報及びその活用状況等について随時意見交換を行うとともに、必要に応じ提供情報及びその活用のあり方について見直しを図るものとする。

(連絡窓口)

第7条 情報の確実な提供、円滑な別紙—3のとおり担当者を定める。変更のある場合はその都度通知するものとする。

(協議事項)

第8条 下記の事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

- (1) この協定書に記載のない事項が発生した場合
- (2) 機器・装置等の更新・改変等が生じた場合
- (3) 提供された情報を乙自ら使用する以外に使用する場合

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲及び乙いずれからも、この協定の改廃について申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、当該期間が満了した時も同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月1日

甲 長野市鶴賀字峰村74

国土交通省 北陸地方整備局 千曲川河川事務所
所 長 宮 武 一 郎

乙 上高井郡小布施町大字小布施1491-2

小布施町

小布施町長 市 村 良 三

別紙—1

1. 千曲川河川事務所が小布施町に提供する予定の情報

a)長野県防災情報NAVI（千曲川情報提供システム）より提供

（１）水位、雨量等のリアルタイムの観測データ（以下「河川情報」という。）

なお、河川情報については暫定数値

（２）河川流況・水位状況・河川周辺状況等の映像情報（以下「映像情報」という。）

（３）災害時における現地監視画像、それに伴うデータ及び災害復旧状況

2. 河川情報及び映像情報の詳細（位置等）

①河川情報（雨量）

水系名	河川名	観測所名	所在地	備考
信濃川	千曲川	野辺山	南牧村大字板橋	
	千曲川	北牧	小海町小海	
	鹿曲川	望月	佐久市望月大字春日	
	依田河	長久保新町	長和町大字裏	
	千曲川	塩名田	佐久市浅科御馬寄	
	湯川	浅間	軽井沢町字長倉鶴溜	
	内村川	鹿教湯	上田市西内字屋敷	
	千曲川	生田	上田市生田字下梨平1513-1	
	奈良井川	贅川	塩尻市大字贅川	
	奈良井川	東朝日	朝日村大字古見1513-1	
	奈良井川	島橋	松本市島内下平瀬	
	鳥川	堀金	安曇野市堀金大字鳥川	
	穂高川	信濃坂	安曇野市穂高大字一之瀬	
	犀川	陸郷	安曇野市明科陸郷	
	犀川	長野	長野市鶴賀字峰村74	
	浅川	飯綱	長野市大字上ヶ谷2471-1584	
	夜間瀬川	志賀高原	山ノ内町大字平隠字志賀高原7148-31	
	千曲川	戸狩	飯山市字常郷433-1	

②河川情報（水位）

水系名	河川名	観測所名	所在地	備考
信濃川	千曲川	塩名田	佐久市浅科御馬寄	
	千曲川	生田	上田市生田字下梨平1513-1	
	千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下	
	犀川	下島橋	松本市下立田	
	犀川	熊倉	安曇野市大字高家	
	犀川	陸郷	安曇野市陸郷	
	犀川	小市	長野市川中島町四ツ屋	
	奈良井川	島橋	長野県松本市島内下平瀬	
	千曲川	立ヶ花	中野市立ヶ花	

③映像情報

1) 千曲川・犀川 ※令和2年7月21日一部追加

カメラ NO	カメラ設置個所地名	河川名	カメラ位置 (距離標)		左右 岸別	カメラ名称 (画像名)	旋回・ズー ムの別
1	飯山市常盤	千曲川	25.1	k	左岸	今井川樋管(今井川)	両方向
2	飯山市照里	千曲川	25.3	k	左岸	日光川樋管(柏尾橋)	両方向
3	飯山市照里	千曲川	25.6	k	左岸	広井川樋門	両方向
4	飯山市菜の花公園	千曲川	28.5	k	右岸	菜の花公園	両方向
5	飯山市常盤	千曲川	33.5	k	左岸	中央橋	両方向
6	飯山市木島	千曲川	36.0	k	右岸	綱切橋	両方向
7	飯山市蓮	千曲川	39.9	k	左岸	古牧橋	両方向
8	中野市豊津笠倉	千曲川	45.0	k	左岸	笠倉	両方向
9	中野市豊津替佐	千曲川	46.5	k	左岸	替佐	両方向
10	中野市上今井	千曲川	48.8	k	右岸	上今井橋	両方向
11	中野市栗林	千曲川	50.2	k	右岸	栗林	両方向
12	中野市立ヶ花	千曲川	51.3	k	右岸	立ヶ花	両方向
13	小布施町	千曲川	54.5	k	橋梁	小布施橋	両方向
14	長野市穂保長沼	千曲川	57.3	k	左岸	長沼	両方向
15	長野市村山	千曲川	60.0	k	左岸	村山橋	両方向
16	長野市屋島	千曲川	62.4	k	左岸	屋島(リバーフロント)	両方向
17	長野市若穂	犀川	-0.1	k	右岸	落合橋	両方向
18	長野市大豆島	犀川	1.0	k	左岸	五輪大橋下流	両方向
19	長野市川合新田	犀川	3.8	k	左岸	長野大橋	両方向
20	長野市青木島	犀川	5.3	k	橋梁	丹波島橋	両方向
21	長野市川中島四ツ屋	犀川	9.0	k	橋梁	小市橋	両方向
22	長野市川中島四ツ屋	犀川	9.5	k	右岸	小市橋上流	両方向
23	長野市若穂川田	千曲川	67.6	k	右岸	関崎橋	両方向
24	長野市松代町小島田	千曲川	69.1	k	右岸	小島田	両方向
25	長野市篠ノ井小森	千曲川	75.2	k	左岸	小森	両方向
26	長野市篠ノ井横田	千曲川	78.4	k	左岸	篠ノ井橋(岡田川樋門)	両方向
27	長野市篠ノ井塩崎	千曲川	79.5	k	左岸	塩崎	両方向
28	長野市篠ノ井塩崎	千曲川	81.3	k	左岸	栗佐橋(松節排水樋門)	両方向
29	千曲市杭瀬下	千曲川	82.3	k	右岸	杭瀬下	両方向
30	千曲市姨捨	千曲川	-	k	左岸	姨捨・千曲川展望	両方向
31	千曲市八幡	千曲川	84.4	k	左岸	平和橋	両方向
32	千曲市須坂	千曲川	86.5	k	左岸	冠着橋	両方向
33	千曲市若宮	千曲川	88.1	k	左岸	若宮	両方向
34	坂城町坂城	千曲川	82.2	k	右岸	筭橋	両方向
35	坂城町坂城	千曲川	93.6	k	右岸	坂城大橋	両方向
36	坂城町南条	千曲川	97.7	k	右岸	鼠橋	両方向
37	上田市御所	千曲川	103.6	k	左岸	上田橋	両方向
38	上田市国分	千曲川	106.9	k	左岸	国分	両方向
39	上田市生田	千曲川	108.5	k	左岸	生田	両方向
40	佐久市跡部	-	-	k	-	佐久平(佐久合同庁舎)	両方向
41	安曇野市明科	犀川	54.0	k	左岸	陸郷	両方向
42	安曇野市明科	犀川	58.0	k	右岸	木戸橋	両方向
43	安曇野市豊科田沢	犀川	66.5	k	橋梁	田沢橋	両方向
44	松本市島内下田	犀川	69.0	k	右岸	下田	両方向

45	松本市島内	犀川	73.0	k	右岸	松本出張所	両方向
46	松本市梓川梓	犀川	79.0	k	左岸	下島橋	両方向
47	松本市波田赤松	犀川	84.6	k	右岸	赤松	両方向

2) 樋門・排水機場

カメラ NO	カメラ設置個所地名	河川名	カメラ位置 (距離標)		左右 岸別	カメラ名称 (画像名)	旋回・ズ ームの別
1	飯山市常盤	千曲川	28.6	k	左岸	御立野排水機場 (内水川)	両方向
2	飯山市常盤	千曲川	28.6	k	左岸	御立野排水機場 (外水川)	両方向
3	中野市立ヶ花	千曲川	52.3	k	右岸	篠ノ井排水機場 (除塵機)	両方向
4	中野市立ヶ花	千曲川	52.3	k	右岸	篠ノ井排水機場 (吐出水 門)	両方向
5	中野市立ヶ花	千曲川	52.3	k	右岸	篠ノ井排水機場 (外水側)	両方向
6	小布施町小布施	千曲川	53.6	k	左岸	浅川樋門 (内水川)	両方向
7	小布施町小布施	千曲川	53.6	k	左岸	浅川樋門 (外水川)	両方向
8	小布施町大島	千曲川	56.8	k	右岸	八木沢川樋門 (内水側)	両方向
9	小布施町大島	千曲川	56.8	k	右岸	八木沢川樋門 (外水側)	両方向
10	長野市柳原	千曲川	60.6	k	左岸	北八幡樋門 (内水側)	両方向
11	長野市柳原	千曲川	60.6	k	左岸	北八幡樋門 (外水側)	両方向
12	長野市松代町東寺尾	千曲川	73.4	k	右岸	神田川ミス門 (内水側)	両方向
13	長野市松代町東寺尾	千曲川	73.4	k	右岸	神田川水門 (外水側)	両方向
14	千曲市雨宮	千曲川	77.2	k	右岸	土口水門 (内水側)	両方向
15	千曲市雨宮	千曲川	77.2	k	右岸	土口水門 (外水側)	両方向
16	千曲市八幡	千曲川	83.2	k	左岸	更級川排水機場 (内水側)	両方向
17	千曲市八幡	千曲川	83.2	k	左岸	更級川排水機場 (外水側)	両方向
18	千曲市若宮	千曲川	89.0	k	左岸	八王子排水機場 (内水側)	両方向
19	千曲市若宮	千曲川	89.0	k	左岸	八王子排水機場 (外水側)	両方向

3) その他

カメラ NO	カメラ設置個所地名	河川名	カメラ位置 (距離標)		左右 岸別	カメラ名称 (画像名)	旋回・ズ ームの別
1	災害箇所等	-	-	k	-	※災害時映像	-

別紙—2

小布施町が千曲川河川事務所に提供する予定の情報

- (1) 町が行った河川の巡視及び活動状況、被災状況等
- (2) 町が発令した避難勧告発令状況等

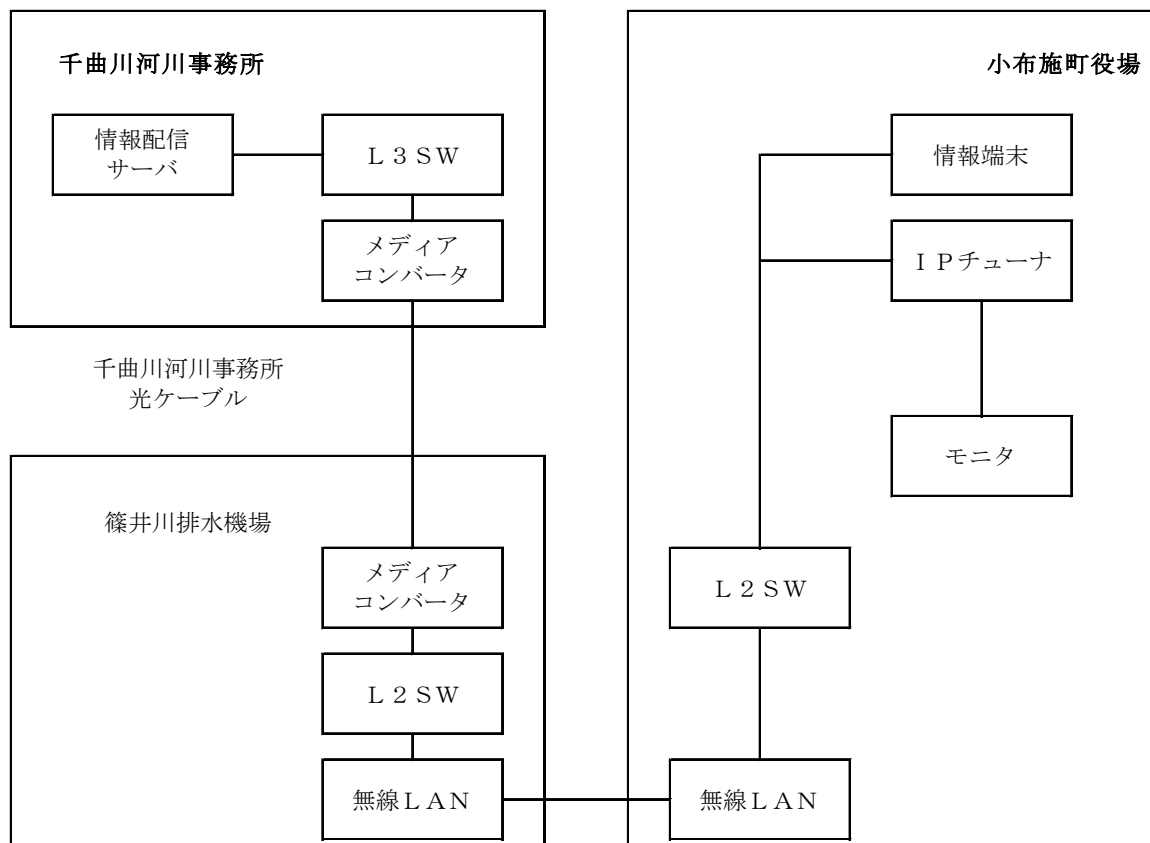
別紙—3

分掌系統表

所属	連絡先	分掌	役職	備考
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	026-227-7611 (代表) 026-227-7875 (防災情報課)	統括責任者	千曲川河川事務所長	
		責任者	防災情報課長	
		連絡担当者	防災情報課水防調整係長	
		障害対応担当者	防災情報課防災情報係長	
小布施町	026-247-3111 (代表) 026-214-9100 (総務課直通)	総括責任者	総務課長	
		責任者	危機管理係長	
		連絡担当者 障害対応担当者	防災担当	

別図

千曲川河川事務所—小布施町 防災情報ネットワーク系統図



[15-2 消防に関する協定]

15-2-1 長野県消防相互応援協定書

長野県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の指定)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

- (1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請
- (4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

[小布施防]

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当
- イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費
- エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費
- オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

- ア 応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費
- イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費
- ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費
- エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるものの以外の経費
- オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則(平成12年7月1日)

この協定は、公布の日から施行し、平成 12 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 7 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 13 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 11 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 9 月 1 日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 8 日）

この協定は、平成 27 年 4 月 8 日から効力を生ずる。

別表（第 3 条関係）

地域区分	市 町 村 等
北信	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曽広域連合
南信	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

[15-3 公共的機関・団体等との協定]

15-3-1 災害時の医療救護活動に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と社団法人 須高医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小布施町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、医療救護活動を実施するための医療救護計画を予め策定し、これを甲に提出するものとする。また計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 医師会と関係機関の通信連絡計画
- (4) 指揮系統計画
- (5) 医薬品・医療機材等の備蓄計画
- (6) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する場合、必要に応じて乙に対し、医療救護班の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、医療救護計画に基づき直ちに医療救護班を災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（救護所の設置等）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療機関に乙の協力を得て救護所を設置することができる。

（医療救護班の任務）

第5条 医療救護班は、甲が設置した医療機関又は災害現場等の救護所において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者の程度の判定
- (2) 傷病者の搬送の要否、搬送順位の決定及び搬送先の決定
- (3) 傷病者に対する応急処置
- (4) 死体の確認及び検案
- (5) 救護活動の記録

(6) その他医療救護活動に関する必要な処置

(医療救護班に対する指揮命令等)

第6条 甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙の長を通じて行う。

(医療救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう医療救護班の輸送について、必要な措置を行うものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 甲は、医療救護班が使用する医薬品・医療機材・救護班の着衣等を保管・補給し、供給するものとする。

2 甲が保管・補給・供給すべき医薬品・医療機材・救護班の着衣等の品目は、別に定めるものとする。

3 甲は、救護所において医療救護班が必要とする給食・給水及び宿舎の手配を行うものとする。

(医療費)

第9条 救護所における傷病者の医療費負担は、無料とする。

2 収容医療機関における傷病者の医療費負担は、原則として傷病者が負担する。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の定めによる費用の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(補償及び損害賠償)

第11条 甲は、乙の指揮下において医療救護班員が医療救護活動に起因して負傷し、疫病にかかり又は死亡した場合は、小布施町消防団員等公務災害補償条例（平成4年条例第2号）の規定により、補償をするものとする。

2 第4条の規定による救護所及び救護所となった医療機関並びに救護所から傷病者が転送された医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な処置を講ずるものとする。

(活動報告)

第14条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、医療救護活動に関し甲に報告を必要とする事項は、速やかに報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第10条に規定する費用及び第11条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(費用等の支払い)

第16条 甲は、前条の規定により乙及び関係医療機関から費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(実施細則)

第17条 この協定に定めるもののほか、この規定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間は、平成8年6月27日から平成9年6月26日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示のないときは、期間満了の翌日から更に1年延長される。以後同様とする。

(その他)

第20条 この協定の締結により、平成4年12月24日に甲乙が締結した「災害時における医療救急協力に関する協定」は廃止する。

この協定の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有するものとする。

平成8年6月27日

甲	小 布 施 町 長	唐 沢 彦 三
乙	(社) 須高医師会 会長	西 沢 一 好

15-3-2 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成8年6月27日付けで小布施町（以下「甲」という。）と（社）須高医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第17条に基づき、次のとおり実施細則を定めるものとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、医療救護班を派遣したときは、第14条に基づき医療救護活動終了後、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書（様式第1号）」、「医療実施報告書（様式第2号）」、「助産活動報告書（様式第3号）」、及び「医薬品等使用報告書（様式第4号）」により、速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、医療救護活動において医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、第14条に基づき「事故報告書（様式第5号）」により、速やかに甲に報告するものとする。

（医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、医療救護活動において医療施設及び設備を損傷したときは、第14条に基づき「医療施設及び設備損傷報告書（様式第6号）」により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第10条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第15条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書（様式第7号）」、「医薬品等実費弁償請求書（様式第8号）」、「医療施設及び設備損害補償請求書（様式第9号）」により、甲に請求するものとする。

平成8年6月27日

甲	小布施町長	唐 沢 彦 三
乙	（社）須高医師会	会 長 西 沢 一 好

別表（第4条関係）

日 当	医 師 保健師 助産師 看護師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
旅 費	医 師 保健師 助産師 看護師	医師は、特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例（昭和35年条例第10号）の例により、町長職を適用する。医師以外は、一般職の職員に関する条例（昭和35年条例第9号）の例により、給料表4級（主査）以上の規定を適用する。
時 間 外 勤 務 手 当	医 師 保健師 助産師 看護師	小布施町職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）を準用する。この場合において、同条第18条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職の勤務時間数で除して得た額とする。

(※本文参照 第2編第1章災害予防計画第13節)

15-3-3 災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 小布施町長 唐沢彦三 (以下「甲」という。)と小布施町商工会長 大窪幹夫(以下「乙」という。)は、小布施町地域防災計画に基づき、地震、風水害その他による災害が発生し、又はおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して、災害時における住民生活の安定を図るため、食糧や衣類等の応急生活物資の供給等の協力に関する事項(以下「協力事項」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対し協力事項の要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資の要請)

第3条 災害時において、被災住民が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して保有商品の供給を要請することができる。

(応急生活物資の供給)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に努める。

2 乙が応急生活物資として供給する商品は、別表1のとおりする。

3 乙は、甲から別表1以外の応急生活物資の供給の要請を受けた場合においても、要請を受けた商品の供給と運搬に努める。

(応急生活物資の要請手続)

第5条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出する。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第7条 甲は応急生活物資が納品された後、商品の購入費用及び乙が行った運搬に係る費用を、乙に支払う。

2 前項に規定する費用は、乙の出荷する確認書等により、災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(情報の収集、提供)

第8条 乙は、甲が災害時に応急生活物資の配布の場所や配布品目等の周知に協力する。

2 乙は、応急生活物資の運搬等を通じて得た被災地域の状況を、甲に速やかに連絡する。

(医療活動への協力)

第9条 甲が行う災害時の医療救護活動に当たり、乙は小布施町と社団法人須高医師会が締結し

た災害時の医療救護活動に関する協定書第8条に規定する医薬品、医療機材、救護班の着衣等の供給に協力する。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定は平成15年10月1日から効力を発生する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年10月1日

甲 小 布 施 町 長 唐 沢 彦 三

乙 小布施町商工会長 大 窪 幹 夫

別表 1

供給品目	◆ 精米 ◆ 容器入り水・飲料 ◆ パン（菓子パン・調理パン・食パン） ◆ 寝具（毛布、タオルケット、布団等） ◆ 外衣（作業着、洋服、子供服等） ◆ 肌着（シャツ、パンツ等） ◆ 身回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等） ◆ 炊事用具（ナベ、カマ、包丁、コンロ、バケツ等） ◆ 食器（はし、茶わん、皿等） ◆ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、ゴザ等） ◆ 光熱材料（カセット式ガスコンロ、ボンベ、マッチ） ◆ 医薬品等 ◆ 缶詰（イージーオープン）、チョコレート、菓子、インスタントラーメンほか ◆ 乳幼児用食品（粉ミルク等） ◆ 照明器具（懐中電灯）
------	---

※ 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

(※本文参照 第2編第1章災害予防計画第13節)

15-3-4 災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 小布施町長 唐沢彦三（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの理事長 米原俊夫（以下「乙」という。）は、小布施町地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又はおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の住民生活の安定を図るため、食糧や衣類等の応急生活物資の供給等の協力に関する事項（以下「協力事項」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の要請)

第3条 災害時において、被災住民が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し保有商品の供給を要請することができる。

(応急生活物資の供給)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に努める。

2 乙が応急生活物資として供給する商品は、別表1のとおりとする。

3 乙は、甲から別表1以外の応急生活物資の供給の要請を受けた場合においても、要請を受けた商品の供給と運搬に努める。

(応急生活物資の要請手続)

第5条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出する。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第7条 甲は応急生活物資が納品された後、商品の購入費用及び乙が行った運搬に係る費用を、乙に支払う。

2 前項に規定する費用は、乙の出荷する確認書により、災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(情報の収集、提供)

第8条 乙は、甲が災害時に行う応急生活物資の配布の場所や配布品目等の周知に協力する。

2 乙は、応急生活物資の運搬等を通じて得た被災地域の状況を、甲に速やかに連絡する。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定め

るものとする。

この協定は平成15年10月1日から効力を発生する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年10月1日

甲 小 布 施 町 長 唐 沢 彦 三

乙 生活協同組合コープながの 理事長 米 原 俊 夫

別表 1

優先供給品目	★容器入り水・飲料
	★パン(菓子パン・調理パン・食パン)
	★牛乳(LLその他)
	★果物(バナナ他)
	★レトルト食品(ごはん・おかず類)
状況に応じて供給する品目	●缶詰(イージーオープン)
	●缶詰(イージーオープン)ハム・ソーセージ
	●インスタントラーメン
	●バター・ジャム
	●紅茶・コーヒー
	●米
	●粉ミルク
	●電池
	●懐中電灯
	●ローソク
	●マッチ、簡易ライター
	●軍手
	●ポリバケツ
	●飲料用ポリタンク
	●カセット式ガスコンロ及びボンベ
	●紙コップ・紙皿
	●トイレットペーパー
	●洗剤・石けん
	●紙おむつ
	●生理用品
	●濡れティッシュ
	●ごみ袋
	●運動靴
	●下着・靴下
	●タオル
	●毛布
	●かとり線香(夏季)
	●使い捨てカイロ

(1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目

(2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に応じて調達・供給する。

(3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

15-3-5 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と須高農協（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、応急生活物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体の安全と生活を確保するための生活物資の供給について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応援対策は次のとおりとする。

- （1） 災害時における、救援物資として、乙が保有又は調達可能な物資の供給に関する協力
（別表「災害時における救援物資一覧表」に掲げる物資）
- （2） 災害時における、避難場所として、乙が所有する建物、駐車場の提供に関する協力
（応援要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な生活物資等の供給ができない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う生活物資等の供給、避難場所の提供に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援物資の内容、日時、場所、救援物資、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された物資の供給を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 物資供給の内訳及び供給場所、数量
- （2） その他必要事項
（経費の負担）

第6条 乙が物資の供給に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、物資の供給に要した実費を甲に請求するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、

甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県須坂市大字小山1253番地5

須高農業協同組合

代理理事 組合長 牧 良 一

別 表 (災害時における救援物資一覧表)

優先供給品目	容器入り水、飲料水 パン（菓子パン、調理パン、食パン） 牛乳（乳製品その他） 果物（バナナ他） レトルト食品（ごはん、おかず）
状況に応じて供給する品目	缶詰（イージーオープン） ハム、ソーセージ インスタントラーメン バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 米 乾電池 懐中電灯 ローソク マッチ、簡易ライター 軍手 ガスボンベ 紙コップ、紙皿、割りばし、スプーン トイレトペーパー、ティッシュペーパー 洗剤、石けん 生理用品 濡れティッシュ ゴミ袋 蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季） ガソリン、灯油、軽油

15-3-6 災害時における小布施郵便局と小布施町の協力に関する協定書

小布施町郵便局（以下「甲」という。）と小布施町（以下「乙」という。）とは、小布施町内に発生した地震その他の災害時において、双方が相互に協力し必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項）

第2条 甲の行う協力事項は次のとおりとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある異常な現象を発見した場合の情報提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に乙から要請のあった事項

2 乙の行う協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、小布施町内に災害が発生し、相互に協力が必要と認めたときに、前条の協力事項について要請できるものとする。

2 甲及び乙は、前条の要請を受けたときは、その重要性に鑑みそれぞれ行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力するように努めなければならない。

（平常の取組）

第4条 甲及び乙は、それぞれの防災計画の状況、連絡体制の整備及びこの協定の円滑な実施のため、情報提供や協議を行うものとする。

2 甲は、乙等が行う防災訓練に参加することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては小布施郵便局副局長、乙においては、小布施町役場総務課長（行政経営部門総括参事）とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙の両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲及び乙の両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年12月25日

小布施郵便局長 寺 島 重 人

小 布 施 町 長 唐 沢 彦 三

15-3-7 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と小布施町石油商組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油（以下「燃料等」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体の安全と生活を確保するための燃料等の供給について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応援対策は、緊急用車両、緊急物資輸送車両、災害対策車両及び応急対策用資器材の燃料等の供給とする。

（応援要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された燃料等の供給を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 燃料等の供給に従事した業者名、品目、数量、納入日時、納入場所

(2) その他必要事項

（経費の負担）

第6条 乙が物資の供給に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、燃料等の供給に要した実費を甲に請求するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものと

する。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 小布施町石油商組合

代 表 青 木 善 作

15-3-8 災害時における救援物資輸送に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と北信地区輸送協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体の安全と生活を確保するための物資の輸送について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の会員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事するものとする。

（応援要請）

第4条 甲は災害時において物資輸送のため車両及び運転者等（以下「車両等」という。）を必要とする時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う物資輸送業務に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 要請する車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要事項

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された物資輸送業務を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 従事した車両等の名簿
- (2) 従事した日数及び走行距離
- (3) その他必要事項

（経費の負担）

第6条 乙が物資輸送に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、物資輸送業務完了後、会員の輸送活動実績及び経費を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 経費の算出方法については、当該災害時の発生直前において乙の会員が国土交通大臣に届け出ている運賃を基準に、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県長野市南長池710番地3

北信地区輸送協議会

会 長 朝 場 宏 男

15-3-9 災害時におけるし尿収集業務に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と長野県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）におけるし尿収集運搬業務（以下「業務」という。）応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における被災世帯の生活環境保全のための業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 甲の要請により、乙はし尿収集車両（以下「応援車」という。）を、長野県内の業務に支障を来たさない範囲内において、最大限の応援台数を確保するものとする。

（応援要請）

第4条 甲は災害時において、被災世帯等の生活環境保全に困難が生じるおそれがあると判断するときは、乙に対し、応援車を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、遅滞なく乙に所有する応援車の体制を整え、甲の行う業務に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、日時、場所、必要資機材、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された業務を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務に従事した業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る資機材等の内訳
- (2) 業務の内容、期間及び場所
- (3) その他必要事項

（経費の負担）

第6条 乙が業務に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものと

する。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉957番地29

長野県環境整備事業協同組合

理事長 尾 沼 好 博

15-3-10 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対する応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 この協定により、乙は甲より要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

（応援要請）

第4条 甲は災害時において被災者への一時的供給居住を確保するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う支援に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された民間賃貸住宅の提供支援を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援内容について

(2) その他必要事項

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県長野市南県町999番地10
社団法人長野県宅地建物取引業協会

長野支部長 長 澤 一 喜

15-3-11 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と長野県電気工事業工業組合須高地区（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、電気設備等の復旧活動等（以下「復旧活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備等の復旧、電気に係る事故防止及び安全確保のため、甲が乙の協力を得て、災害応急対策及び災害復興対策を迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応援対策は次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動。
- (2) 町内における電気に係る事故防止業務。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合の、関係機関への通報。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関への指示。
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急作業。

（応援要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な復旧活動を実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う復旧活動に協力するものとする。ただし、特別な事情により協力ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、日時、場所、必要資機材、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された復旧活動を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 復旧活動に従事した施工業者名及び人員数、資機材等の内訳
- (2) 復旧活動の内容、期間及び場所
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 乙が復旧活動に要した費用は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、復旧活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県電気工事業工業組合須高地区

地区長 藤 沢 一 三

15-3-12 災害時における公共施設の応急復旧等に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と小布施町建設防災支援会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における道路等の応急復旧作業等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における人や物資の移動の為の道路等を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応援対策は次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する道路、河川、下水道等の施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（応援要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、日時、場所、必要資機材、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳
- (2) 応急対策の内容、期間及び場所
- (3) その他必要事項

（経費の負担）

第6条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、応急対策完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 小布施町建設防災支援会

代 表 山 口 輝 美

15-3-14 災害時における公共施設の応急復旧等に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と小布施町建隆会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における道路等の応急復旧作業等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における建築物の安全を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応援対策は次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する避難施設及び被災建築物の応急危険度判定、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（応援要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、日時、場所、必要資機材、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建築資機材等の内訳
- (2) 応急対策の内容、期間及び場所
- (3) その他必要事項

（経費の負担）

第6条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、応急対策完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 小布施町建隆会

会 長 三 井 幸 生

15-3-15 災害時におけるL Pガスの供給協力に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と長野L P協会長野支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県L Pガス協会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、L Pガスの供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体の安全を確保するためのL Pガスの供給について、甲が乙並びに丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙並びに丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 この協定により、甲が乙並びに丙に協力を要請する応援対策は次のとおりとする。

- (1) 公共施設のL Pガス等の復旧活動。
- (2) 町内におけるL Pガスに係る事故防止業務。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合の、関係機関への通報。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関への指示。
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急作業。

（応援要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙並びに丙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙並びに丙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 甲は、乙並びに丙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙並びに丙は、甲より要請されたL Pガス供給を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) L Pガスの供給に従事した業者名及び品名、数量、納入日時、納入場所
- (2) その他必要事項

（経費の負担）

第6条 乙並びに丙が物資の供給に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙並びに丙は、LPガスの供給に要した実費を甲に請求するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙丙協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙並びに丙が実施する災害時における応援対応により乙並びに丙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、乙並びに丙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙並びに丙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙並びに丙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙並びに丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙並びに丙が記名押印の上、各自1通保有する。

平成25年11月18日

甲 小布施町
小布施町長 市 村 良 三

乙 長野LP協会長野支部
支部長 内 山 文 雄

丙 一般社団法人長野県LPガス協会
会 長 小 林 芳 夫

15-3-16 災害時における応援協力に関する協定書

上高井郡小布施町（以下「甲」という。）と長水生コンクリート事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、大規模火災等の災害時等における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害、大規模火災その他による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動に係る乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び応援協力）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）

第3条 前条第2項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火用水及び資材用砂・砂利等の供給
- (2) 乙の組合員が所有する重機（オペレーター付）の提供
- (3) 乙の組合員が所有する無線車による連絡網の確保
- (4) 乙の組合員が所有する工場敷地の提供
- (5) その他、甲が必要と認めるもの

（要請手続き）

第4条 甲は、第2条第1項に規定する応援協力の要請を行う時は応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条第2項に規定する要請を受けた時は、資機材の提供等必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第2項及び第3条に規定する応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条2項及び第3条に規定する応援協力に要した提供資材の経費負担については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定により他の地方公共団体の長等の要求に応じて応援活動を行った場合の費用負担は、同法92条に定めるところによる。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(経費等の支払)

第8条 甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(災害補償)

第10条 災害対策基本法の規定に基づき、応援協力の業務に従事した者のうち、この協定に基づき、災害時に応援協力の業務に従事した者が、当該活動により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、小布施町消防団員等公務災害補償条例（平成4年条例第2号）に規定する補償基礎額を限度として、甲が補償を行うものとする。

(情報提供)

第11条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等に積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までの間とする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月13日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2
小布施町長 市村良三

乙 長野県長野市大字北長池1801-3
長水生コンクリート事業協同組合
理事長 鷺澤幸一

15-3-17 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会須高支部（以下「乙」という。）は、小布施町内において地震、風水害その他の原因により災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、小布施町地域防災計画に基づく避難施設、災害対策本部、現地災害対策本部（以下「避難施設等」という。）の応急危険度判定の実施について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1 この協定は、甲の地域における災害時に、乙が迅速かつ円滑に避難施設等の応急危険度判定を実施することにより、町民の安全を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2 甲は、災害時において応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し、災害の状況、実施内容その他必要な事項を示し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、書面（様式第1号）により行うものとする。

ただし、急を要する時は口頭を持って要請し、事後において書面（様式第1号）を提出するものとする。

（協力の実施）

第3 乙は、甲からの応急危険度判定の協力の要請を受けた場合は、業務上の支障またはやむを得ないときを除き、当該要請に基づき応急危険度判定に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく本協定の目的に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後または甲からの協力要請後3時間以内に、甲が指定した避難施設等の応急危険度判定を実施するものとする。但し、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長等を要請することができる。

（事前計画）

第4 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、組織体制等を変更した時は、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第5 乙は、応急危険度判定の従事中に、その活動内容の状況及び災害に関する情報を速やかに甲に書面（様式第2号）にて報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1) 応急危険度判定結果

(2) 従事した人員及び名簿

(3) その他活動内容の状況及び災害に関する情報で必要な事項

（災害補償）

第6 この協定に基づく災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった時は、小布施町消防団員等公務災害補償条例（平成4年3月25日条例第2号）の規定に準じて甲が補償を行うものとする。

（保障の請求及び支払）

第7 乙は、前条の規定する補償を請求する時は、甲の定めるところにより行うものとする。

2 甲は、前項の規定により補償の請求があり、その内容が適当であると認めたときは、その補償に要する費用を速やかに支払うものとする。

（守秘義務）

第8 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た個人情報その他の応急危険度判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。

（有効期間）

第9 この協定の有効期間は、平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年9月27日

甲 小布施町大字小布施 1491 番地 2
小布施町長 市 村 良 三

乙 長野市大字南長野南県町 686-1
一般社団法人 長野県建築士会須高支部
支部長 松 澤 三 雄

様式第1号（第2）

年 月 日

小布施町災害時応急危険度判定協力要請書

一般財団法人長野県建築士会須高支部 様

小 布 施 町 長

業務指定場所 及び 指定場所の状況	(指定場所) 小布施町大字 番地 建築物等名称： (指定場所の状況)
業務内容	応急危険度判定
備 考	業務の実施に当たっては、活動場所の状況等に十分注意を払い、安全第一で実施をお願いします。
担当者	小布施町役場 課 担当者： 電 話：

様式第2号（ 第5 ）

年 月 日

小布施町災害時応急危険度判定出動報告書

小布施町長 あて

一般財団法人長野県建築士会須高支部

業務指定場所及び期間	(指定場所) 小布施町大字 番地 建築物等名称： (期間) 年 月 日 から 年 月 日
応急危険度判定結果	
業務に従事した者の氏名	
その他 (活動内容・状況・必要な事項)	
連絡先	担当者： 電 話：

15-3-18 災害時における石油燃料の供給等に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と長野県石油協同組合（以下「乙」という。）と、長野県石油協同組合北信支部（以下「丙」という。）は地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙及び丙、並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- （2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供
- （3）乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- （4）乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- （5）乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報等、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- （6）乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第3条 乙及び丙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（報告手続）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙及び丙等が供給した石油類燃料油等の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の契約価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決

定するものとする。

(費用の支払)

第5条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙等が協議して定めるものとする。

(協定の推進)

第8条 甲は、災害時に乙及び丙等が石油類燃料油の供給能力を十分発揮できるよう、長野県知事からの「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（平成23年4月1日付け長野県知事通知）に沿って、ガソリンスタンド等を営む中小企業者等への受注機会の確保・拡大に配慮をするものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲と乙及び丙等は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙の支部である丙、及び丙の会員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

3 平時の取引は「官公需適格組合」である、長野県石油協同組合又はその組合員及び甲乙が合意した石油販売業者とする。

(町民への周知)

第10条 甲と乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙及び丙等が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年12月7日

甲 小布施町

町 長 市 村 良 三

乙 長野県石油協同組合

理事長 高 見 澤 秀 茂

丙 長野県石油協同組合北信支部

支部長 青 木 邦 伸

15-3-19 小布施町と独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校との防災まちづくりに関する協定書

小布施町（以下、「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校（以下、「乙」という。）とは、甲における防災まちづくり施策推進ならびに乙における教育研究活動の推進を通して、相互が連携を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 私たちは、地球規模での気候変動が進行し、これまでに経験のない規模の災害が次々と発生する時代を生きている。小布施町においても、令和元年10月12日に台風19号による千曲川の越水を経験し、一般住宅や農地などが大きな被害を受けた。町として、今後起こりうる災害を想定し、町民の生命と暮らしを守るための責任ある取り組みの遂行が求められている。

このため、長野県小布施町は、町から地理的に最も近い地域に根差した高等教育機関であり、令和元年台風19号災害の発生直後から小布施町の避難実態の調査等で協働してきた長野工業高等専門学校と防災分野における協定を結び、災害に強いまちづくりを強力に推進する。

（協働事項）

第2条 甲及び乙は当面、次に掲げる事項について協働する。

- （1）防災まちづくりに関する総合的研究
- （2）小布施町における防災まちづくり施策の立案と実施
- （3）防災に係るワークショップ・シンポジウム・会議・発表展示会などの開催
- （4）その他、甲及び乙が必要と認める事項

（協働拠点の名称と場所）

第3条 甲及び乙は、小布施町における協働の拠点として、以下の通り分室を設置する。

- （1）名 称 「長野工業高等専門学校 小布施サテライトオフィス」
- （2）設置場所 小布施町役場内

（協働拠点の利用方法）

第4条 協働拠点は、他大学や研究機関と乙による別の連携協定に基づく協働拠点と併用することを想定し、研究活動がある場合にのみ使用し、個人情報を含む資料等については拠点内に保管しないものとする。

（活動計画の作成）

第5条 甲及び乙は、協力して単年度ごと及び複数年にわたる協働事業に関する活動計画を作成する。

（経費の負担）

第6条 この協定に係る経費の負担額や支払い方法については、活動計画に定めた協働事業の内容を鑑み、単年度ごとに、別途委託契約書を作成し決定するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。但し、甲及び乙は協議のうえ、これを延長または短縮することができる。

(雑則)

第8条 この協定に定めるものの他、必要な事項は甲及び乙が協議して定める。また、この協定は、甲及び乙は協議の上改正することができる。

協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年8月1日

甲 長野県小布施町大字小布施1491-2
小布施町長 市村良三

乙 長野県長野市徳間716
独立行政法人国立高等専門学校機構
長野工業高等専門学校
校長 土屋信数

15-3-20 災害時における応援協力に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と一般財団法人日本笑顔プロジェクト（以下「乙」という。）は、小布施町内に被害が及ぶことが想定される地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う支援活動に係る乙の応援協力について、迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の要請及び内容）

第2条 甲は、災害時において、災害応急対策のために必要があると判断したときは、乙に対して次に掲げる事項について、応援協力を要請することができるものとする。

- (1) 障害物除去等の作業
- (2) 乙が所有する重機等の提供及びオペレーターの派遣
- (3) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（要請手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請手続きに対する乙の措置）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに応援協力を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

- 2 甲が前項により負担する費用の積算単価は、災害発生直前における実勢単価とする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定により応援協力を実施したときは、応援業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、第2条の要請に基づき、構成員が災害時に応援協力の業務に従事することを想定し、平時からボランティア保険等の任意保険に加入するものとする。

- 2 乙の現場活動により生じた重機等の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙の応援協力の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び損害額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報提供）

第8条 乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の被害情報を関係市町村等に積極的に提供するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲・乙いずれからも申し出がない場合、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 小布施町大字小布施 1491 番地 2

小布施町長 市 村 良 三

乙 小布施町

一般財団法人 日本笑顔プロジェクト

代表理事 林 映 寿

(様式第 1 号) (第 3 条関係)

年 月 日

一般財団法人日本笑顔プロジェクト

代表理事 林 映寿 様

小布施町長名

応援協力要請書

災害時の応援協力に関する協定書第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1	災害発生日時 年 月 日 () 時 分
2	災害の状況及び要請理由
3	応援協力の内容
4	期間
5	備考 [連絡担当 指名・電話・FAX]

(様式第2号) (第6条関係)

年 月 日

小布施町長 様

一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代表理事 林 映寿

災害時の応援協力に関する協定書第6条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	災害の名称
2	応援協力の内容
3	期間
4	活動人員
5	備考 [連絡担当 指名・電話・FAX] 担当者氏名 連絡先 FAX

15-3-21 水道水質検査委託契約に係る合意書 (災害時等における水質検査及び研修)

小布施町長 唐沢 彦三（以下「甲」という。）が管内の災害及び水質事故等非常時における水道水質管理上の検査等の必要が生じた場合の社団法人長野市薬剤師会 会長 伊藤 茂歳（以下「乙」という。）の協力、及び甲所属職員の研修について、次のように合意書を締結するものとする。

（緊急時における水質検査）

第1条 甲は災害等水道の水質管理上の必要が生じた場合、乙に協力要請ができるものとする。

第2条 前条の要請があった場合、乙は速やかに水質検査の要請に応じるものとする。

第3条 水質検査の結果については、速やかに甲に報告するものとする。

第4条 乙は水質検査等の内容について甲の承諾なしに他に漏らしてはならない。

（職員の研修）

第5条 甲は水道水質管理に携わる職員の研修について、乙に申し入れることができるものとする。

第6条 乙は甲より別に定める研修申込書の提出により、受け入れるものとする。

（合意の有効期間）

第7条 この合意の有効期間は水質検査委託契約期間とする。

ただし、契約満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも解約の意思表示がない場合は、引き続きこれを継続するものとする。

（その他）

第8条 この合意書に定めてない事項については甲、乙双方にて協議の上定めるものとする。

上記の合意を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成13年7月3日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491-2
小布施町長 唐沢 彦三

乙 長野県長野市若里五丁目11番1号
社団法人長野市薬剤師会
会長 伊藤 茂歳

15-3-22 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

小布施町長桜井昌季（以下「甲」という。）と社会福祉法人小布施町社会福祉協議会副会長葦澤義文（以下「乙」という。）は、災害時における、小布施町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小布施町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）被災情報の把握
- （2）ボランティアニーズの把握
- （3）災害ボランティアの募集、受付
- （4）災害ボランティア活動の情報発信

- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 小布施町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月1日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2
小布施町長 桜井昌季

乙 長野県上高井郡小布施町大字小布施860番地イ
社会福祉法人 小布施町社会福祉協議会
副会長 葦澤義文

15-3-23 災害時における社会福祉施設等の指定福祉避難所に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と社会福祉法人小布施町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、小布施町に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合において、小布施町地域防災計画に基づく指定福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、身体等の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の在宅の者で、避難所での生活において何らかの特別な配慮を有する者（以下「要配慮者」という。）を甲が開設する指定福祉避難所において十分な体制で受け入れるために、乙に勤務する職員の支援と現に乙が保有又は使用している施設並びに備品等（以下「施設等」という。）を指定福祉避難所の機能の一部として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 指定福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

施設名：小布施町健康福祉センター

所在地：小布施町大字小布施860-イ

（協力の要請）

第3条 甲は、要配慮者の避難のために指定福祉避難所の開設を決定し、受け入れ体制を整える必要があると認めたときは、乙に対し、第1条に掲げる協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲と共に指定福祉避難所の運営に優先的に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 指定福祉避難所の管理運営に要する経費は甲の負担とする。

2 第3条第1項の規定に基づき、乙が指定福祉避難所の運営に協力を行ったために生じた経費並びに通常の事業運営をしていた場合に見込まれた収入との差損は、甲が補償する。

（開設期間）

第5条 指定福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により開設期間を延長することができるものとし、延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（指定福祉避難所解消への努力）

第6条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないよう配慮するとともに、当該指定福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、指定福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た秘密、要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲、乙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

(甲) 小布施町大字小布施1491-2
小布施町長 桜井 昌季

(乙) 小布施町大字小布施860-イ
社会福祉法人 小布施町社会福祉協議会
副会長 葦澤 義文

[15-4 民間企業との協定]

(※本文参照 第2編第1章災害予防計画第23条)

15-4-1 災害時におけるケーブルテレビ放送並びにインターネットでの情報伝達に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と株式会社 Goolight（以下「乙」という。）は、災害時における「ケーブルテレビ放送ならびにインターネットでの情報伝達」（以下「町民への情報提供」という。）について次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）

第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）

第20条の規定に基づき甲が乙に「町民への情報提供」を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報提供の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、乙に「町民への情報提供」を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し「町民への情報提供」を行うことを求めるときについて準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し「町民への情報提供」を行うことを求めることができる。

（災害情報の提供）

第3条 甲は、災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を乙に速やかに提供するものとする。

（情報伝達及び放送の実施）

第4条 乙は、要請を受けた事項に関し、コミュニティチャンネル等の放送媒体及び、インターネットでの情報発信について自主的に決定し、町民に広く情報発信するものとする。

（災害状況及び住民要望の共有）

第5条 乙は、無人航空機（ドローン）等を活用した災害の状況や被害状況並びに聞き取った市民の要望などを甲と共有する。

（情報通信端末等の提供）

第6条 乙は、避難所に指定されている町内小中学校の体育館に放送通信回線と端末機器を設置しており、必要に応じてテレビ視聴の支援を行う。また、乙は、町内に避難所が開設された場合、甲の要請により避難者が無料で利用できる無線 LAN（Wi-Fi 等）の提供を行う場合がある。

（連絡責任者等）

第7条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議をもつものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

(甲乙相互の連携について)

第8条 甲は、災害対策（警戒）本部が設置された場合、乙に速やかに連絡し本部となる小布施町役場内からの中継に際して便宜を図るものとし、必要に応じて甲乙合同の訓練を定期的に実施する。

(費用)

第9条 この協定に基づく「町民への情報提供」は、無償とする。

(雑則)

第10条 この協定に関し定めのない事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491 番地 2
小布施町
小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県須坂市北横町 1295 番地 1 シルキービル
株式会社 Goolight
代表取締役社長 丸 山 康 照

15-4-2 災害時における電気の保安に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と一般財団法人 中部電気保安協会 長野支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、電気の保安について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て、住宅や町施設等の迅速かつ速切な機能の維持及び復旧を図るよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応援対策は次のとおりとする。

- (1) 乙は、電気設備の保安業務に係る災害応急対策について甲の支援を行うものとする。なお、電気事業法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ同法上の法的義務を負う者から要請があった場合について出来るだけ協力するものとする。
- (2) 乙は避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスをを行うものとする。
- (3) 乙は大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙の備蓄している中から可能な限りこれを提供するものとする。
- (4) 甲、乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（応援要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な災害応急対策業務を実施できない時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う災害応急対策業務に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、日時、場所、必要資機材、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された災害応急対策業務を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害応急対策業務に従事した人員数及び、支援に係る資機材等の内訳

(2) 災害応急対策業務の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 乙が災害応急対策業務に要した費用は、甲には請求しないものとする。

(損害賠償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県長野市桐原1丁目5-8
一般財団法人 中部電気保安協会

長野支店長 倉 持 高 久

15-4-3 災害時における仮設トイレ設置業務に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と㈱環境クリエイション（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、仮設トイレ設置業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における被災世帯の生活環境保全のための業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 甲の要請により乙は、保有トイレの優先供給及び運搬、設置について積極的に協力をするものとする。

（応援要請）

第4条 甲は、災害時において、甲が仮設トイレを必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有仮設トイレの供給について、協力を要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲の行う業務に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、日時、場所、必要資機材、その他必要な事項を明らかにして、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された業務を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 仮設トイレの支援に係る資機材等の内訳
- (2) 業務の内容、期間及び場所
- (3) その他必要事項

（経費の負担）

第6条 乙が業務に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものと

する。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県須坂市墨坂南一丁目20番3号

株式会社環境クリエーション

代表取締役社長 相 原 範 六

15-4-4 災害時におけるメッセージボード搭載自動販売機の運用及び協力に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、メッセージボード搭載自動販売機（以下「販売機」という。）の運用及び災害時における協力により、町民への情報提供及び災害時の飲料等供給を図り、もって町民の生活、生命及び財産の安全確保に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における町民の生命、身体の安全と生活を確保するための情報提供及び飲料等の供給について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小布施町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応援任務等）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応援対策は次のとおりとする。

- (1) 販売機に搭載されたメッセージボードへの、行政情報及び災害情報の表示
- (2) 災害時における、販売機内の飲料の無償提供
- (3) 災害時における、飲料の優先的な提供

（応援要請）

第4条 甲は災害時において甲が必要と判断する時に、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときには、甲に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項による協力を要請するときは、応援対策の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲より要請された応援対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する期間がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 飲料水等の支援に係る物資等の内訳
- (2) 応援対策の内容、期間及び場所
- (3) その他必要事項

（経費の負担）

第6条 第3条第3号による物資の供給に要した費用は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、物資の供給に要した実費を甲に請求するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときには、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲の要請に基づき乙が実施する災害時における応援対応により乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、乙がこれを補償するものとする。

2 甲は、乙が実施する災害時における応援対応により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成24年11月22日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 富山県高岡市内島3550

北陸コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 稲 垣 晴 彦

15-4-5 災害時における物資供給に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力し、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書を持って行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施した時は、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙がおこなうものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その協力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月24日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2

小布施町長 市 村 良 三

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 棒 雄 一 郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	灯光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

15-4-6 小布施町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所との災害時における相互協力に関する協定書

（目的）

第1条 小布施町（以下、「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所（以下、「乙」という。）は、甲の管轄する区域（以下、「小布施町区域」という。）で地震、風水害及びその他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）における電力の確保について、円滑な相互連携・協力を図ることを目的に次の通り協定を締結する。

（災害発生時の連絡態勢の確立）

第2条 甲及び乙は、小布施町区域における災害時には連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上で決定するものとする。

（災害発生時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次の各号に定める相互協力について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

（1）乙による甲の救援活動に必要な活動拠点への電源供給及び停電情報等の提供

（2）甲による乙の災害復旧に必要な道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開
処置

（3）その他被災地域の復旧や救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点について、あらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、必要により意見交換等の場を通じてその優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下、「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害発生時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要な物資並びに機材類の集積所（以下、「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡するものとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有するものとする。

（定期的な情報交換の実施）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施するものとする。

（情報管理の徹底）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第9条 損害賠償は次の各号による。なお、各号に該当しない補償は、甲と乙が協議のうえで解決にあたる。

- (1) 甲（乙）が故意又は過失により乙（甲）の物品を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行うものとする。
- (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意又は過失がある場合は甲（乙）が賠償を行うものとする。

（協定の有効期限）

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

なお、期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（対応窓口）

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲：小布施町 総務課

乙：中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー長野営業所契約課

（疑義等の決定）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年8月1日

甲 上高井郡小布施町大字小布施1491番地2
小布施町長 市 村 良 三

乙 長野市柳町18番地
中部電力株式会社
電力ネットワークカンパニー
長野営業所長 和 田 博 明

15-4-7 災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書

長野県上高井郡小布施町（以下「甲」という。）と株式会社カンバーランド・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震・暴風雨、洪水その他の災害が発生した場合、トレーラーハウス提供に関し、次のとおり協定を締結する。

第 1 条（目的）

この協定は、長野県上高井郡小布施町内において災害により町民生活に被害が及んだ場合、又はそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱うトレーラーハウスを避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、ボランティアセンター等として提供することにより、町内の住民等の安全確保を目的とする。

第 2 条（協力の要請及び内容）

甲は、災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、災害救助法の適用を踏まえ、乙にトレーラーハウスの提供を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関すること
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 完全自己処理型水洗トイレ「TOWAILET INSIDE」の提供に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

3 前項の規定によるトレーラーハウスとは 13 m²以上、39 m²未満の国土交通省住宅局で言う「トレーラーハウス」であり建築基準に準拠し吸気・換気・化学物質が日本の基準に適合する事、国土交通省自動車局で言う大型の「トレーラ・ハウス」及び車両制限令以内のトレーラー・ハウスとして必要な基準に適合した製品とする。

第 3 条（要請手続）

甲は、乙による協力の必要を認めるときは、トレーラーハウス提供要請書（様式第 1 号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

第 4 条（組織、体制）

乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、役割分担表・緊急連絡網等により、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

第 5 条（費用の負担）

乙がトレーラーハウスを提供に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関する経費
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費

(3) 前各号に掲げるもののほか、トレーラーハウスの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

第6条（報告）

乙は、トレーラーハウスを提供したときは、トレーラーハウス提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

第7条（防災訓練への参加）

乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に参加するものとする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定の日から令和3年8月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後も同様とする。

第9条（疑義の決定）

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し相互が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年9月1日

長野県上高井郡小布施町大字小布施1491-2

甲 長野県上高井郡小布施町
小布施町 町長 市 村 良 三

長野県長野市南長池337-1

乙 株式会社カンバーランド・ジャパン
代表取締役 原 田 英 世

15-4-8 災害に係る情報発信等に関する協定

小布施町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、小布施町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、小布施町が小布施町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ小布施町の行政機能の低下を軽減させるため、小布施町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、小布施町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、小布施町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、小布施町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 小布施町が、小布施町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 小布施町が、小布施町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 小布施町が、災害発生時の小布施町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 小布施町が、小布施町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 小布施町が、小布施町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 小布施町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、小布施町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく小布施町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するもの

とする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、小布施町から提供を受ける情報について、小布施町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、小布施町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、小布施町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、小布施町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2020年3月9日

小布施町：長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491-2

小布施町長 市 村 良 三

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

15-4-9 災害時における資機材のレンタルに関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、小布施町内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の供給）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（供給資機材）

第3条 乙が甲に供給する資機材は、別表1に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。

2 乙は、毎年4月1日現在において、災害時に供給可能な資機材の見込み数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、乙は、当該引渡場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び供給する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両に対し、緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した資機材のレンタル料及び運搬等にかかる費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による決定後に、第1項の費用を甲に請求するものとする。

（資料及び情報の提供）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料及び情報、その他必要な資料及び情報を適宜相手方に提

供するものとする。

(平常時からの相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の供給ができるよう、各種訓練に参加するなど、平常時から相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年3月26日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491-2

小布施町長 市 村 良 三

乙 名古屋市西区大野木三丁目 43 番地
株式会社 ダイワテック
代表取締役社長 岡 忠 志

15-4-10 災害時における相互協力に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「小布施町区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、小布施町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要な乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に

開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都

度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月18日

甲 長野県上高井郡小布施町小布施 1491-2
小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県長野市新田町 1 1 3 7 - 5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 岩 井 修

15-4-11 電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定

長野市（以下「甲1」という。）、須坂市（以下「甲2」という。）、千曲市（以下「甲3」という。）、坂城町（以下「甲4」という。）、小布施町（以下「甲5」という。）、高山村（以下「甲6」という。）、信濃町（以下「甲7」という。）、小川村（以下「甲8」という。）、飯綱町（以下「甲9」といい、9市町村を総称して「甲等」という。）と長野日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）及び日産プリンス長野販売株式会社（以下「乙2」といい、乙1及び乙2を総称して「乙等」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給、脱炭素社会の実現に向け、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲等に災害対策基本法第2条第1号（昭和36年法律第223号）に規定する災害や大規模停電等が発生したとき、または発生するおそれがある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲等が乙等及び丙の協力を得て、電力不足が想定される甲等指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）に加え、甲等が所有する電気自動車を非常用電源として活用できる体制を構築することにより、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、必要な事項を定める。

2 平常時においても、脱炭素社会の実現に向け、甲等、乙等及び丙が共に電気自動車の有用性を広く世間に周知するとともに、充電スタンドの整備など、電気自動車の利用環境を向上することを目的として、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 災害時等により、甲等に避難所等が開設された場合において、甲等が電力供給のための電気自動車、外部給電に必要な機器及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）を必要とする場合は、甲等は、乙等のいずれかに対し、「協力要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、甲等から乙等に電話等により要請し、甲等は事後速やかに乙等に「協力要請書」（様式第1号）を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙等は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙等の所有する電気自動車及び外部給電に必要な機器を甲等に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙等から甲等に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」といい、貸与車両及び外部給電に必要な機器を併せて、以下「貸与車両等」という。

2 乙等は、前項に基づく貸与に併せて、乙等の指定する日時及び場所において、乙等の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両等の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として開始日から1週間とし、甲等が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、当事者間で協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙等は、原則として乙等の指定する日時及び場所で貸与車両等を甲等に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両等を甲等に使用させるものとする。

（貸与時の残充電）

第5条 乙等は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙等が無償で提供する。

（電気自動車の移動）

第6条 貸与車両等に関する乙等の営業所又は保管管理場所等と甲等の避難所等との間の移動は、原則として甲等の責任において行うものとする。ただし、甲等により移動が困難な場合は、甲等と乙等が協議し、乙等が行うものとする。

（報告）

第7条 乙等は、第2条の規定による甲等からの要請に伴い、貸与車両等を甲等に引渡した場合は、甲1に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに「災害時等における貸与報告書」（様式第2号）を、貸与車両等を引渡した甲等に提出するものとする。

（管理等）

第8条 甲等は、貸与車両等を原則として貸与された市町村において管理、使用するものとし、貸与期間中、善良なる管理者の注意義務をもって貸与車両等を保管・管理しなければならない。なお、その他の具体的な管理方法・取り扱いは、貸与された甲等と乙等間での協議により取り決める。

2 甲等は、充電スタンドを乙等より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前2項の規定に違反し、甲等の責に帰すべき事由により、貸与車両等又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲等は乙等に対しその損害を賠償するものとする。

4 帰責事由が不明な場合には、甲等、乙等及び丙が協議の上、賠償にあたるものとする。

（補償）

第9条 貸与期間中の事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、甲等が、補償責任を負うものとする。ただし、自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

（自動車保険の扱い）

第10条 乙等は、貸与車両の貸与にあたり乙等の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲等は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙等へその旨を連絡し、乙等の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙等の負担とする。ただし、甲等の故意又は過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用

が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲等の負担とする。

(返却)

第 11 条 甲等は、通常損耗を除いた部分について、原状に復した上で、貸与車両等を乙等に返却するものとする。

2 貸与車両等の返却時期及び場所については、甲等及び乙等が協議の上、決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第 12 条 甲等は、貸与車両に外部給電器を接続して使用する場合（医療機器等への使用を含む。）、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲等が損害を被った場合であっても、乙等及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第 13 条 乙等は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、電力供給に必要な範囲において、甲等に提供するものとする。

2 丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、甲等に提供するものとする。

(自治体間の連携について)

第 14 条 電気自動車等を所有する甲等は、災害時等に使用可能な電気自動車等の情報を甲 1 に提供し、甲 1 は、甲等に対し、その情報を共有するものとする。

2 災害時等において、前項に規定する電気自動車等を、貸与する場合、甲等間で協議の上、実施するものとする。

(連絡調整)

第 15 条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲等、乙等及び丙があらかじめ「連絡調整者名簿」（第 3 号様式）により指定した者が行う。なお、甲等、乙等及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第 16 条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲等、乙等及び丙は、年 1 回以上、意見交換又は協議等を行うものとする。

(広報活動)

第 17 条 甲等、乙等及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 乙等及び丙は、甲等が主催するイベントにおいて、電気自動車の普及を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。

3 前項に規定する協力内容はイベントの都度、甲等、乙等及び丙が別途協議して定める。

4 第 2 項に規定するイベントへの協力に要する費用は、原則として乙等の負担とする。

5 甲等、乙等又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に甲 1、乙等及び丙と公表内容等について協議の上、実施するものと

する。

(協定期間)

第 18 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間の満了する日の 3 箇月前までに、甲等、乙等又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第 19 条 甲等、乙等及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(不可抗力免責)

第 20 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 21 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲等、乙等及び丙が協議して定めるものとする。

(全 21 条)

この協定の締結を証するため、本協定書 12 通を作成し、甲等、乙等、丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 2 月 17 日

甲 1 長野県長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3 番地

長野市

長野市長 加 藤 久 雄

甲 2 長野県須坂市大字須坂 1 5 2 8 番地 1

須坂市

須坂市長 三 木 正 夫

甲 3 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

千曲市

千曲市長 小 川 修 一

甲 4 長野県埴科郡坂城町大字坂城 1 0 0 5 0 番地

坂城町

坂城町長 山 村 弘

甲 5 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1 4 9 1 番地 2
小布施町

小布施町長 桜 井 昌 季

甲 6 長野県上高井郡高山村大字高井 4 9 7 2 番地
高山村

高山村長 内 山 信 行

甲 7 長野県上水内郡信濃町大字柏原 4 2 8 番地 2
信濃町

信濃町長 横 川 正 知

甲 8 長野県上水内郡小川村大字高府 8 8 0 0 番地 8
小川村

小川村長 染 野 隆 嗣

甲 9 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2 7 9 5 番地 1
飯綱町

飯綱町長 峯 村 勝 盛

乙 1 長野県長野市川合新田 3 6 1 6 番地 1 号
長野日産自動車株式会社

代表取締役社長 富 田 信

乙 2 長野県上田市材木町一丁目 1 6 番 1 7 号
日産プリンス長野販売株式会社

代表取締役社長 金 井 正 幸

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号
日産自動車株式会社

理事 神 田 昌 明

15-4-12 災害時における物資輸送等に関する協定書

小布施町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- （1） 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- （2） 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- （3） 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （4） 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1） 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- （2） 乙の車両への燃料の優先供給
- （3） 罹災状況に係る情報の提供

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項に規定による要請を受けた時は、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替えの貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その協力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印うえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年1月16日

甲 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1491-2

小布施町長 市 村 良 三

乙 長野県長野市大字穂保中ノ配 317-1

ヤマト運輸株式会社

長野主管支店 主管支店長

副 島 明

16 条例・規則等

(※本文参照 第2編震災対策編第1章第3節)

16-1 小布施町防災会議条例 (昭和38年9月28日 条 例 第 16 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小布施町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小布施町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 町の教育委員会の教育長
 - (5) 町の消防団長
 - (6) 町の公共的機関のうちから町長が任命する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第6号委員及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

(※本文参照第2編第2章第2節)

16-2 小布施町災害対策本部条例 (昭和40年3月26日 条 例 第 12 号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき小布施町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮督励する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定め

る。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第14条）

この条例は、公布の日から施行する。

(※本文参照 第3編風水害対策編第1章第2節)

16-4 小布施町災害警戒本部設置要綱

(設置)

第1 この基準は、災害が発生するおそれのある場合に、情報の収集及び伝達を円滑に行うとともに、速やかに小布施町災害対策本部に移行できる体制を整えるため、小布施町災害警戒本部（以下、「警戒本部」という。）を設置する。

(設置基準)

第2 警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生するおそれのあるとき。
- (2) 台風が接近し、大雨等が予想されるとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

(組織)

第3 警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

- 2 警戒本部長は町長、警戒副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、警戒本部長が指名した職員とする。
- 4 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 5 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、警戒本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

(部)

第4 警戒本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 部に部長を置き、警戒本部長の指名する警戒本部員がこれに充たる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(警戒本部会議)

第5 警戒本部会議は、次の事項について審議し、警戒本部長がこれを招集する。

- (1) 警戒本部設置後の対応に関する事項
- (2) 職員の配備に関する事項
- (3) その他警戒本部長が必要と認めた事項

(警戒本部の廃止)

第6 警戒本部長は、次に掲げる場合に警戒本部を廃止する。

- (1) 警戒本部の存続の必要がないと認められたとき。
- (2) 小布施町災害対策本部が設置されたとき。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、災害警戒本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

16-5 小布施町自主防災会連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、小布施町自主防災会連絡協議会と称する。

(組織)

第2条 この会は、小布施町の自治会にある自主防災会の正副会長（学識経験者及び会長経験者を含む）をもって組織し、各自主防災会と緊密に連携するものとする。

(目的)

第3条 この会は、小布施町の自主防災会同士の連携を緊密に行うことにより、災害時における町民の助け合いをはじめ、町外からのボランティアの活動を小布施町社会福祉協議会と共に円滑に行うことを目的とする。

(役員)

第4条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人（前々年度自治会連合会長）
- (2) 副会長 2人（前年度及び現年度自治会連合会長）
- (3) 理 事 若干人（現年度の自治会連合会理事）

2 会長は、会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、会長、副会長とともに会の運営にあたる。

(任期)

第5条 役員は、総会において選出する。

2 役員の任期は、1年とする。ただし、後任者が就任するまでの間はその職務を行うものとする。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 この会の会議は、役員会及び総会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

第7条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) この会の運営方針に関する事項
- (2) 事業計画及び予算、事業報告及び決算に関する事項
- (3) 規約に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(事務局)

第8条 この会の事務局を小布施町役場総務課及び小布施町社会福祉協議会に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会または総会において定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規約の完全運用は、平成 31 年度新会長が決定した後とし、当面の間は、試行的に運用するものとする。

17 要配慮者利用施設に関する資料

17-1 要配慮者利用施設（浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置する施設） （令和6年4月1日現在）

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所生活介護事業所（健康福祉課高齢者福祉係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
特別養護老人ホーム小布施荘（入所）	小布施857-5	247-4887		○	0.5m未満	長野広域連合

2 認知症対応型共同生活介護事業所（健康福祉課高齢者福祉係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
ヒューマンヘリテージ小布施（入所）	北岡344	247-1070	○		3～5m未満	NPO法人小布施町シニアの会
やまびこの家（入所）	小布施851-4	213-6747		○	0.5m未満	NPO法人パウル会

3 看護小規模多機能型居宅介護事業所（健康福祉課高齢者福祉係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
さくらの園（通所）	小布施851-4	247-3322		○	0.5m未満	NPO法人パウル会

4 通所介護・通所リハビリテーション事業所（健康福祉課高齢者福祉係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
小布施町社協指定通所介護事業所（通所）	小布施857-6	247-5671		○	0.5m未満	社会福祉法人小布施町社会福祉協議会
桃源荘サロン（通所）	小布施408-9	090-4714-9658		○	0.5m未満	社会福祉法人小布施町社会福祉協議会
通所リハビリテーション事業所しんせい（通所）	小布施851	247-2033		○	0.5m未満	特定医療法人新生病院

5 グループホーム（健康福祉課地域福祉係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
オーガニックハウスくりのみ（入所）	都住1044-7	247-6330	○		10～20m未満	社会福祉法人くりのみ園

6 障がい者通所支援施設（健康福祉課地域福祉係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
くりのみ園（通所）	都住1238-2	247-6330	○		10～20m未満	社会福祉法人くりのみ園

7 障がい児通所支援施設（健康福祉課地域福祉係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
ココモネ（通所）	小布施182	214-3466	○		10～20m未満	合同会社 EAST MOUNTAIN STREAM

8 医療機関（健康福祉課健康係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
新生病院	小布施851	247-2033		○	0.5m未満	特定医療法人新生病院

9 地域子育て支援拠点（教育委員会こども支援係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
小布施町町立保育園付属エンゼランドセンター	小布施2413	247-2137		○	0.5m未満	小布施町

10 保育所（教育委員会こども支援係）

施設名	所在地	電話番号	千曲川	松川	浸水深	経営主体
みらいく小布施	福原54-5	214-6730		○	0.5m未満	一般財団法人信州子育て みらいネット
みらいく小布施第2	福原56-1	214-3876		○	0.5m未満	一般財団法人信州子育て みらいネット
ミス・パウル保育園	小布施851	247-5187		○	0.5m未満	特定医療法人新生病院

18 避難情報の発令等に着目したタイムラインに関する資料

(本文参照 第3編風水害編第1章第1節)

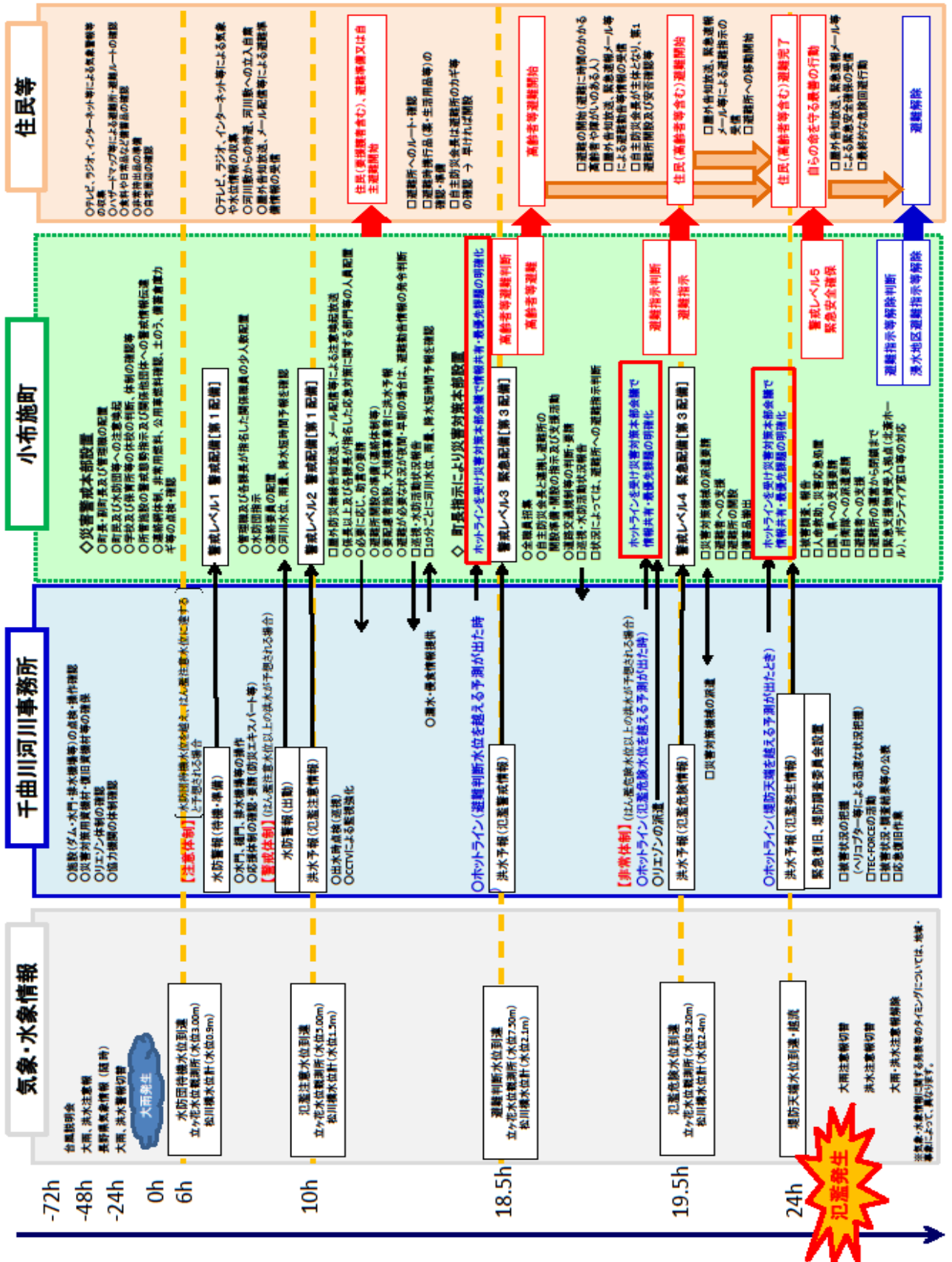
- 18-1 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難情報の発令等に着目した
タイムラインのイメージ図
(別添)

(本文参照 第3編風水害編第1章第1節)

- 18-2 前線性出水を対象とした、避難情報の発令等に着目したタイムラインの
イメージ図
(別添)

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の 避難情報の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)のイメージ(想定)

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。
※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経路に応じた後付が必要である。



19 小布施町雪害対策行動計画に関する資料

(本文参照 第4編その他の災害対策編第1節)

19-1 小布施町雪害対策行動計画 (令和5年11月)

(別添)

【警戒対策】

【通常対策】

(本文参照 第4編その他の災害対策編第1節)

19-2 小布施町雪害対策行動計画における職員配置 (令和5年11月)

(別添)

19－1 小布施町雪害対策行動計画

小布施町雪害対策行動計画

【警戒対策】

(1) 主 旨

平成 29 年 1 月の連続 4 日間にわたる災害ともいえる豪雪の経験・反省を踏まえ、降雪が続き積雪量が円滑な通行に支障を来す事態が推測される場合に対応するため、「町雪害対策本部」を設置する。

(2) 雪害対策本部の設置

降雪の状況から、雪害対応として建設水道課のみでの対応が困難と見込まれる場合、天気予報から降雪が数日間続いたり短期間に大量の降雪が見込まれる場合に設置し、町全職員及び関係機関で対応する。

■小布施町雪害対策本部

本 部 長：町長

副本部長：副町長、教育長

本 部 員：各課長及び課長補佐、教育次長、議会事務局長、消防団長、小布施分署長

事 務 局：建設水道課

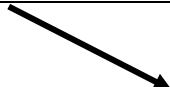
(3) 雪害対策本部の行動体系

小 布 施 町		須坂建設事務所 須坂警察署 等	町 民 等	除雪・排雪企業
対 策 本 部	町 職 員			
前記(2)により対策本部を設置 ① 本部長、副本部長、本部員、事務局集合 降雪（積雪）予報・警報を再確認し、対応を決定				
② 対応が必要と判断した場合、事前に指定した地区担当職員招集及び現地確認の指示（本部長）				

小 布 施 町		須坂建設事務所 須坂警察署 等	町 民 等	除雪・排雪企業
対 策 本 部	町 職 員			
事務局・本部員： 電話等で地区担当職員へ 本部長指示を伝達 事務局： 現地調査状況報告を町内 地図に記載	地区担当職員： 担当地区の現地調査後、 状況を対策本部へ報告			
③ 交通規制等の確認・周知 事務局： 須坂建設事務所等へ交通 規制等の状況を確認 事務局・本部員： 町外からの入口部分へ規 制看板等の設置などによる 周知	広報担当（休日・夜間は宿 日直者）： 交通規制等が発生してい る場合、同報無線・ホーム ページ・フェイスブック等 で周知	須坂建設事務所管轄道路 の交通規制等がある場合、 町へ連絡（申入れ済み）	お願い事項： 自宅より必要に応じて家 族へ連絡	

小 布 施 町		須坂建設事務所 須坂警察署 等	町 民 等	除雪・排雪企業
対 策 本 部	町 職 員			
④ 地域からの苦情対応 事務局： 地区担当職員に苦情箇所等の確認依頼	地区担当職員： 苦情箇所の現地確認、対策本部へ状況報告		交通不能等について住民からの報告（苦情）	除雪での支障等状況について町へ報告
⑤ 報告に基づき除排雪の検討、路線及び方法の決定（一方通行等） 事務局： 除排雪の企業への依頼 除排雪方針を地元及び関係機関へ連絡	除排雪方針を地元及び関係機関へ連絡（状況により同報無線を活用） 地区担当職員： 状況に応じ、地域の除排雪作業協力 除雪担当： 雪捨て場の状況確認。必要に応じ重機を手配	須坂建設事務所等 国県道の除排雪作業。 状況（必要）に応じ、一方通行等の規制誘導対応。	地域での除雪対応	町からの指定箇所の除排雪実施
⑥ 除雪資機材の貸出 除雪機（役場所有の3台）、軽トラック等、資機材の貸出			地域での除雪対応	

【通常除雪】

(1) 目 的 冬期における町内主要道路の交通を確保し、地域内における産業の振興と民生の安全を図るため、除雪作業を実施する。				
(2) 除雪体制 大雪注意報又は同警報が発令された場合は、勤務時間中においては担当職員（建設水道課 都市・建設系の職員）が建設水道課長に報告し、その指示に従う。 勤務時間外においては、宿日直者が担当職員（除雪当番）に連絡し、連絡を受けた担当職員は、建設水道課長に報告し、その指示に従う。 なお、早朝の対応については宿直者（警備会社）の判断とする。				
(3) 除雪等出動及び作業等 以下に示す手順で行う。				
小 布 施 町		受託企業（20 企業）	町 民 等	備 考
除 雪 当 番	宿 直 者			
		10 cm程度以上の新雪が予想される場合は待機。10 cm程度を超えた場合は出動（自主出動）		積雪が見込まれる場合、前日夕方に翌朝の出動依頼
積雪を確認し、夕方までに10 cm程度以上の積雪になると判断した場合は（今後見込める場合）その段階で受託企業に出動依頼	積雪を確認し、10 cm程度以上の積雪がある場合（今後見込める場合）午前4時30分に受託企業に出動依頼			除雪基準の積雪に達しない場合、必要に応じて凍結防止剤散布を当番企業に連絡
			午前7時の終了を目途に除雪を行う（通学路）	
	午前6時30分に同報無線により除雪の放送（定時放送前）			

小 布 施 町		受託企業（20 企業）	町 民 等	備 考
除 雪 当 番	除 雪 当 番			
		除雪作業完了の報告（作業時間・区間・除雪状況）		
所定の帳簿に記録				
■ 苦情対応				
			除雪が来ていないなどの苦情	
苦情箇所の確認 担当企業へ連絡				
		再除雪作業実施 終了後、実施報告		
現地確認 必要に応じて連絡				

19-2 小布施町雪害対策行動計画における職員配置

令和5年度 小布施町雪害対策行動計画における職員配置

令和6年3月4日

令和5年度小布施町雪害対策行動計画 — (3)雪害対策本部の行動計画 — ②に定める地区担当職員の配置等は次のとおりとする。

【想 定】

降雪が続き、除雪を行っても、今後 交互通行等ができなくなり、通行止め等交通整理を行う必要が見込まれるとき。

【職員配置等】

- ① 本部事務局 — 建設水道課 都市・建設係 2名
上下水道係

(業 務)

- ・ 県等関係機関への連絡・調整
- ・ 町道通行止め等の看板設置対応等
- ・ 路線の確認、除雪業者等の手配

- ② 第1段階(幹線道路)・・・①以外の課等の職員

南北線 — 北信濃くだもの街道

国道403号

県道村山小布施(停)線

東西線 — 小布施橋西側

※ その他の箇所は南北線に配置された者が兼ねる。

(業 務)

- ・ 配置箇所周辺の道路の状況(車の通過状況)を確認し、役場(雪害対策本部)へ状況報告。
- ・ 渋滞等により交通規制が必要と判断した場合、本部へ連絡。待機。
- ※ 雪害対策本部は、道路管理者(須坂建設事務所)及び警察に状況を報告するとともに、誘導(規制)看板を配布。配置職員は引続き誘導等の対応。
- 同報無線等により、交通情報を住民へ知らせる。
- ・ 状況に応じ、配置職員を増員する。
- ※ 本部員等が対応。

本部員(課長・課長補佐級)は、北信濃くだもの街道等へ配置される職員及び建設水道課職員の支援、又は交通障害の発生状況等に応じて町道の状況確認を行う。

【連絡・貸与品等】

- ・ 雪害対策本部において「職員配置」が必要と決定した時点で、対策本部より電話にて招集の連絡。役場に集合（前日から想定される場合は、直接配置場所へ行き対応）。
- ・ 役場に集合した際、無線機・ベスト（安協）・誘導棒を渡すので、現地へ持参（防寒着は各自対応をお願いします）

※ 全体の流れは「令和5年度 小布施町雪害対策行動計画」を参照してください。

参 考 資 料

第1節 雪害対策（抜粋）

第2 災害応急対策計画

町は、雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。

2 除雪活動

(2) 配備体制

ア 待機

除雪が必要となるときは、あらかじめ必要人員を待機させる。

イ 出動

除雪作業は、出動命令により出動し、出動時間は受託業者により異なるが、通勤通学に間に合うように除雪が完了するよう配意する。

ウ 配備

区 分	配 備 の 基 準
第1配備	10 cm以上の降雪があった場合
第2配備	30 cm以上の降雪があった場合

※ 上記配備体制下における動員人員の一般的な基準

（小布施町地域防災計画 ※本文参照 第5編資料編1「1 防災組織に関する資料」）

第1配備（警戒配備）： 課長補佐以上及び関係機関の長、担当課係長、防災担当

第2配備（非常配備）： 基本全職員

「令和5年度 小布施町雪害対策行動計画」（第5編 資料編1において【警戒対策】時の動員人員基準は「第1配備（警戒配備）」とし、状況に応じ「第2配備（非常配備）」とする。

警報等の種類及び発表基準

(小布施町地域防災計画より (※本文参照 第3編風水害対策第2章第1節))

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警報又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

＜特別警報発表基準＞（令和5年11月1日現在）

現象の種類：大雪

基準：数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（長野）

50年に一度の積雪深：66 cm

既往最深積雪深：80 cm

＜警報・注意報発表基準＞（令和5年6月8日現在）

現象の種類：大雪警報

基準：（平地）12時間降雪の深さ25 cm

現象の種類：大雪注意報

基準：（平地）12時間降雪の深さ15 cm

掲載に係る本文索引（本文参照頁一覧）

番 号	資 料 名	頁	本文参照頁
1－1	各配備体制下における動員人員の一般的基準	1001	262 291 784
1－2	町災害対策本部組織図	1002	294 784
1－3	町災害対策本部各部・班の事務分掌	1003	294 784
1－4	防災関係機関連絡先	1007	260
2－1	防災行政無線施設	1009	53の2 119 260 442
3－1	指定避難所・指定緊急避難場所	1011	97 385 473
3－2	福祉避難所	1012	352 385
3－3	応急仮設住宅建設候補地	1013	
4－1	町内の医療機関	1041	328
4－2	医療救護班と救護所	1041-1	
5－1	町の現有消防力	1042	81 330
5－2	消防水利	1043	81 332
5－3	消防団組織図	1044	331
5－4	消防団管轄区域	1045	331
6－1	水位観測所	1056	788
6－2	水防倉庫備蓄状況	1081	83 785
7－1	臨時ヘリポート	1082	93 322 324 357
7－2	物資輸送拠点（集積場所）	1082	93 357 392 480
7－3	緊急通行車両事前届出要領に基づく届出車両	1083	94 357
7－4	緊急通行車両の標章	1083	357
8－1	町災害用備蓄物資	1084	113
8－2	応急給水用資機材	1084	
8－3	医療救護所医薬品	1084-1	
9－1	危険物施設	1085	115 450 931
10－1	指定文化財（建造物）	1111	146 447
11－1	重要水防区域	1113	351
11－2	土石流危険渓流	1115	142 446
11－3	急傾斜地崩壊危険箇所	1116	142 446
11－4	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	1116	142 446
11－5	山腹崩壊危険地区	1116	142
12－1	救助の実施要領の基準（概要）	1151	482
12－2	被害の認定基準	1154	
13－1	風水害等	1156	
13－2	火災	1158	
14－1	災害弔慰金概要	1160	558
14－2	災害障害見舞金概要	1160	558
14－3	災害援護資金概要	1161	559

番 号	資 料 名	頁	本文参 照頁
15-1-1	災害時の情報交換に関する協定書 （国土交通省関東整備局長及び国土交通省北陸地方整備局長）	1181	58
15-1-2	長野県市町村災害時相互応援協定書	1182	58 82 113 295 391 413 414 554 937
15-1-3	長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	1185	
15-1-4	中野市・小布施町防災相互応援協定書	1187	58
15-1-5	小布施町と墨田区との防災相互援助協定書	1189	58
15-1-6	長野県広域防災拠点施設に関する協定	1190-1	58
15-1-7	千曲川河川事務所と小布施町における防災情報ネットワークに関する協定書	1190-4	58
15-2-1	長野県消防相互応援協定書	1191	59 82 296 331 937
15-3-1	災害時の医療救護活動に関する協定書 （社団法人須高医師会）	1194	59 328
15-3-2	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	1223	
15-3-3	災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定書 （小布施町商工会長）	1225	59 113 391
15-3-4	災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定書 （生活協同組合コープながの）	1227	59 113 391
15-3-5	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 （ながの農業協同組合（須高農業協同組合））	1229	59
15-3-6	災害時における小布施郵便局と小布施町の協力に関する協定書	1230	59
15-3-7	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書 （小布施町石油商組合）	1231	59
15-3-8	災害時における救援物資輸送に関する協定書 （北信地区輸送協議会）	1232	59
15-3-9	災害時におけるし尿収集業務に関する協定書 （長野県環境整備事業協同組合）	1233	59
15-3-10	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書 （社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部）	1234	59
15-3-11	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 （長野県電気工事業工業組合須高地区）	1235	60

番 号	資 料 名	頁	本文参 照頁
15-3-12	災害時における公共施設の応急復旧等に関する協定書 （小布施町建設防災支援会）	1236	60
15-3-14	災害時における公共施設の応急復旧等に関する協定書 （小布施町建隆会）	1238	60
15-3-15	災害時におけるＬＰガスの供給協力に関する協定書 （長野ＬＰ協会長野支部並びに一般社団法人長野県ＬＰガス協会）	1239	60
15-3-16	災害時における応援協力に関する協定書 （長水生コンクリート事業協同組合）	1240	60
15-3-17	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書 （（一社）長野県建築士会須高支部）	1241	60
15-3-18	災害時における石油燃料の供給等に関する協定書 （長野県石油協同組合及び長野県石油協同組合北信支部）	1242	
15-3-19	小布施町と独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校との防災まちづくりに関する協定書	1243	
15-3-20	災害時における応援協力に関する協定書 （（一財）日本笑顔プロジェクト）	1244	
15-3-21	水道水質検査委託契約に係る合意書（災害時等における水質検査及び研修） （（一社）長野市薬剤師会）	1245	
15-3-22	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 （（社福）小布施町社会福祉協議会）	1246	182
15-3-23	災害時における社会福祉施設等の指定福祉避難所に関する協定書 （（社福）小布施町社会福祉協議会）	1247	
15-4-1	災害時におけるケーブルテレビ放送並びにインターネットでの情報伝達に関する協定書 （（株）Goolight）	1251	60 141 445
15-4-2	災害時における電気の保安に関する協定書 （（一財）中部電気保安協会長野支店）	1253	60
15-4-3	災害時における仮設トイレ設置業務に関する協定書 （（株）環境クリエーション）	1254	60
15-4-4	災害時におけるメッセージボード搭載自動販売機の運用及び協力に関する協定書 （北陸コカ・コーラボトリング（株））	1255	60
15-4-5	災害時における物資供給に関する協定書 （ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）	1256	61
15-4-6	小布施町と中部電力パワーグリッド（株）長野営業所との災害時における相互協力に関する協定書	1257	61
15-4-7	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書 （（株）カンバーランド・ジャパン）	1259	
15-4-8	災害に係る情報発信等に関する協定 （ヤフー（株））	1260	
15-4-9	災害時における資機材のレンタルに関する協定 （（株）ダイワテック）	1261	

⑤ 掲載資料に係る本文索引（本文参照頁一覧）

番 号	資 料 名	頁	本文参 照頁
15-4-10	災害時における相互協力に関する協定書 （東日本電信電話（株）長野支店）	1262	
15-4-11	電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る 連携協定 （長野日産自動車（株）、日産プリンス長野（株）、日産自動車（株））	1263	
15-4-12	災害時における物資輸送等に関する協定書 （ヤマト運輸（株）長野主管支店）	1264	
16-1	小布施町防災会議条例	1291	55
16-2	小布施町災害対策本部条例	1292	293
16-4	小布施町災害警戒本部設置要綱	1295	
16-5	小布施町自主防災会連絡協議会規約	1296	
17-1	要配慮者利用施設	1350	
18-1	台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、避難情報の発令等に着 目したタイムラインのイメージ図	1352	
18-2	前線性出水を対象とした、避難情報の発令等に着目したタイムライ ンのイメージ図	1352	
19-1	小布施町雪害対策行動計画	1353	
19-2	小布施町雪害対策行動計画における職員配置	1353	